

# 一般廃棄物処理基本計画

令和3年3月

清水町



# 目 次

第1章 基本的事項.....	1
第1節 一般廃棄物処理基本計画策定の位置付け.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 一般廃棄物処理基本計画の関係法令と計画の位置付け .....	1
第2節 本計画の期間.....	3
第3節 計画の対象.....	4
1 計画対象地域.....	4
第4節 清水町の概況.....	4
1 位置.....	4
2 社会的状況.....	4
3 人口動態.....	5
4 産業動向.....	7
5 関連計画.....	8
第2章 ごみ処理基本計画.....	9
第1節 ごみ処理の現状.....	9
1 ごみ処理体制.....	9
2 ごみ処理の実績.....	12
3 ごみ処理の評価.....	14
第2節 ごみ処理の課題.....	16
1 ごみの排出抑制と減量化.....	16
2 ごみの資源化.....	17
3 適正処理.....	17
第3節 ごみ処理基本計画.....	19
1 ごみの発生量及び処理量の見込み .....	19
第4節 ごみ排出抑制・再資源化促進のための方策.....	25
1 ごみ処理の基本理念.....	25
2 ごみ処理の基本方針.....	25
3 目標達成のための施策.....	26
4 ごみの排出抑制と減量化の方策 .....	30
5 ごみの資源化に係る方策.....	32
第5節 ごみの適正な処理等に関する基本的事項.....	33
1 収集・運搬計画.....	33
2 中間処理計画.....	34
3 最終処分計画.....	34
第6節 ごみの処理施設の整備に関する事項.....	34
第7節 その他処理に関し必要な事項.....	35

1	適正処理困難物等の対応方針	35
2	特別管理一般廃棄物の対応方針	35
3	清水町ごみ減量等推進委員制度などの活用	36
第8節	災害廃棄物対策	37
1	基本的な考え方	37
2	各種計画を踏まえた災害廃棄物処理計画の見直し等	37
3	災害時における一般廃棄物処理事業の継続性の確保	37
第9節	適正処理困難物等の処理	38
第10節	計画の進行管理	38
1	計画推進体制	38
2	進行管理	38
<b>第3章</b>	<b>生活排水処理基本計画</b>	<b>40</b>
第1節	生活排水処理の現況	40
第2節	生活排水処理体系	40
第3節	生活排水処理の現状	41
1	生活排水の処理形態別人口等の実績	41
2	収集・運搬の主体	41
3	し尿処理施設及び施設整備計画等	41
4	生活排水処理施設の管理主体等	42
5	し尿・浄化槽汚泥の処理経費	43
第4節	生活排水処理の課題	43
第5節	生活排水処理の予測	44
第6節	生活排水処理計画	45
1	基本目標	45
2	基本方針	45
3	基本目標達成のための役割	46
第7節	目標達成のための方策	47
1	合併処理浄化槽等における方策	47
2	下水道整備における方策	47
3	収集・運搬における方策	47
4	中間処理・最終処分における方策	47
5	啓発事業における方策	47
6	環境学習における方策	48
7	災害時における方策	48
第8節	生活排水処理施設整備計画	48
1	下水道整備計画	48

## 資料編

資料 1	人口予測結果.....	49
資料 2	現状のまま推移した場合のごみ排出量予測結果.....	50
資料 3	個別のトレンド推計結果.....	51
資料 4	減量目標達成後のごみ排出量の予測結果.....	52
資料 5	減量目標達成後の処理・処分量の予測結果.....	53
資料 6	生活排水処理形態別人口及びし尿・汚泥量の予測結果.....	54



# 第1章 基本的事項

## 第1節 一般廃棄物処理基本計画策定の位置付け

### 1 計画策定の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）では、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。」とされています。

清水町（以下「本町」という。）においては平成21年4月に策定した「一般廃棄物処理基本計画」を、平成25年7月に中間見直し（以下「前計画」という。）を行いました。この中間見直しからすでに7年が経過しており、その間ごみの発生抑制、資源化、適正処理に取り組んできましたが、ごみ排出量は家庭系ごみ、事業系ごみともに、排出量は多くはないものの、横ばいもしくは微増で推移しています。

廃棄物処理の目的は、公衆衛生の観点から適正処理、ごみ減量、循環型社会形成と変化し、かつての高度成長期に確立された大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムからの脱却を目指してきました。全国的には一般廃棄物の排出量及び1人1日当たりのごみ排出量も減少傾向に転じていますが、前計画策定から近年、ごみを減らすことに加え、食品ロス削減、プラスチック類の削減など、その減量の質も求められるようになっていきます。

一方、生活排水は公共下水道の整備に伴い、今後、し尿、浄化槽汚泥ともに減少することが予測されますが、公共下水道への接続、合併処理浄化槽の設置促進等により公共用水域の水質保全に努める必要があります。

このような一般廃棄物処理における状況を踏まえ、環境負荷のできる限り少ない生活様式や事業活動をそれぞれの主体が自らの役割を果たし、ごみの減量と持続可能な循環型社会の構築を目指すために、「清水町一般廃棄物処理基本計画」を策定します。

### 2 一般廃棄物処理基本計画の関係法令と計画の位置付け

廃棄物の関係法令の体系図を図1-1に示します。

環境基本法を上位法とし、循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法、資源有効利用促進法などからなり、循環型社会の構築を支えています。

本計画は廃棄物処理法に基づき策定します。また、図1-2に示すように関係法令を踏まえるとともに、国、静岡県、本町の上位計画等を踏まえます。

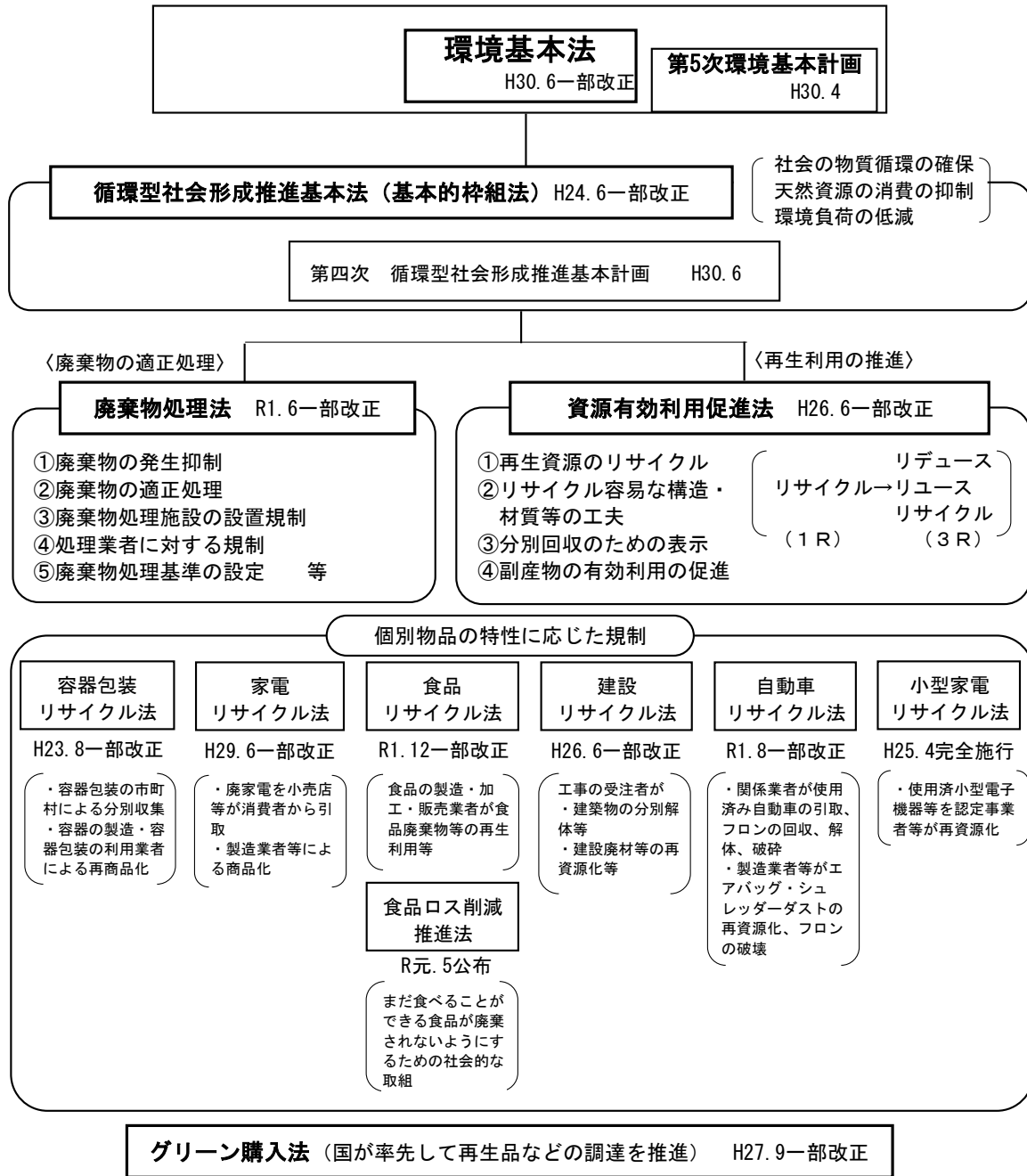


図 1-1 廃棄物に係る法体系



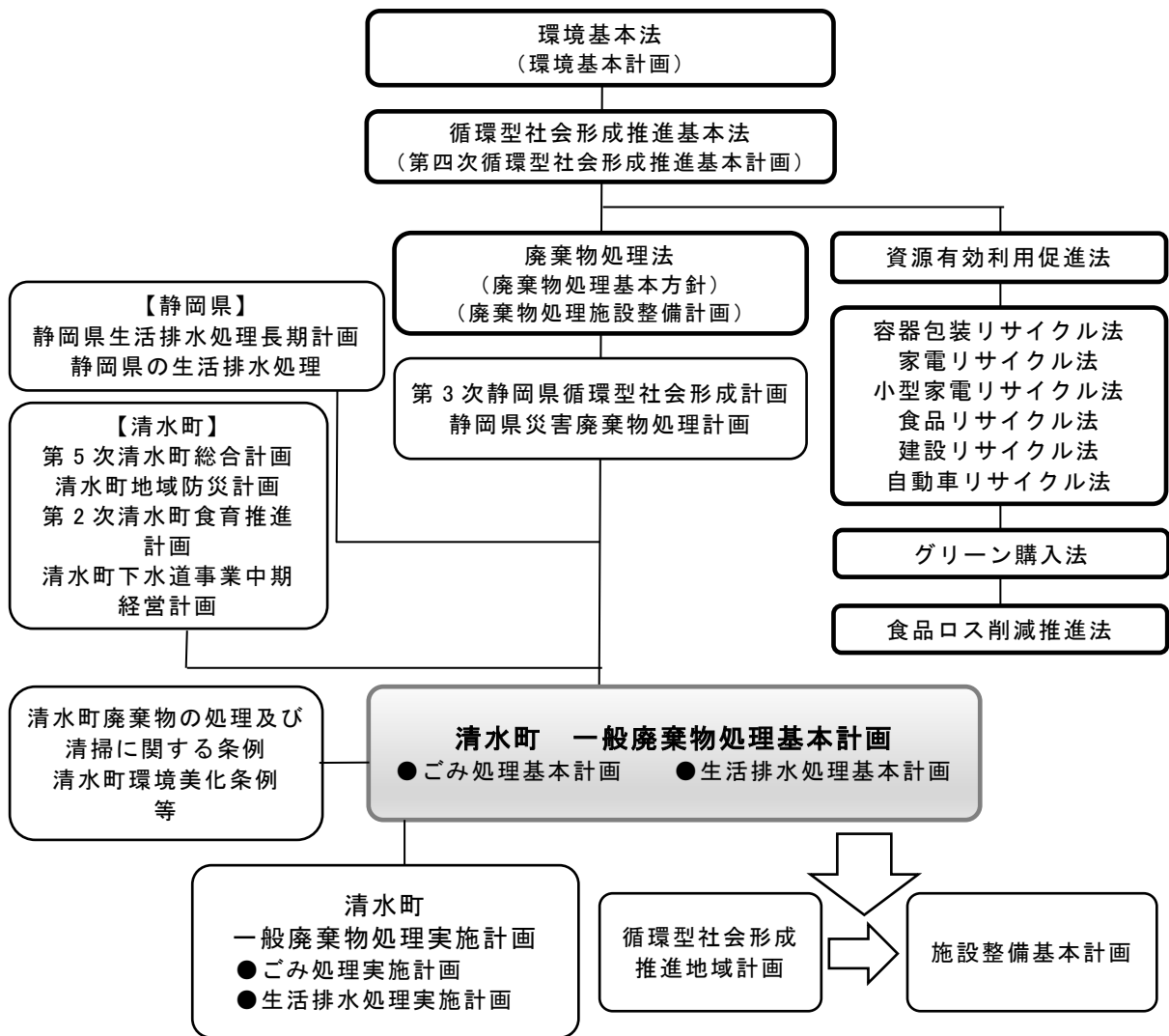


図 1-2 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

## 第2節 本計画の期間

国が示すごみ処理基本計画策定指針では、目標年度を10～15年先において概ね5年ごとに改定することとしています。

本計画の期間は令和3年度を初年度、目標年度を令和17年度とする計画期間15年の計画とします。なお、令和7年度、令和12年度の5年ごとに中間目標年度を設定し、計画の進捗状況を評価し、必要に応じて見直します。また、計画策定の前提となる諸条件に大きな変化が生じた場合には、目標年度にかかわらず見直しを実施します。

清水町 一般廃棄物処理基本計画	計画期間			
	令和3年度 (初年度)		令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (中間目標)
	➡			

### 第3節 計画の対象

#### 1 計画対象地域

本計画の対象区域は、本町全域とします。

### 第4節 清水町の概況

#### 1 位置

本町は静岡県東部の伊豆半島の付け根に位置しています。東西を三島市・沼津市に、南北を沼津市・長泉町に境を接し、東西約2.7km、南北約4.54km、面積8.81km<sup>2</sup>で南北に長い楕円形をなしています。

町の南側に徳倉山、本城山がある以外はほぼ平坦な地形であり、西に黄瀬川、南に狩野川、町の中央部には日本一の湧水量を誇る柿田川が流れ、温暖な気候に恵まれた緑と清流の美しい町です。

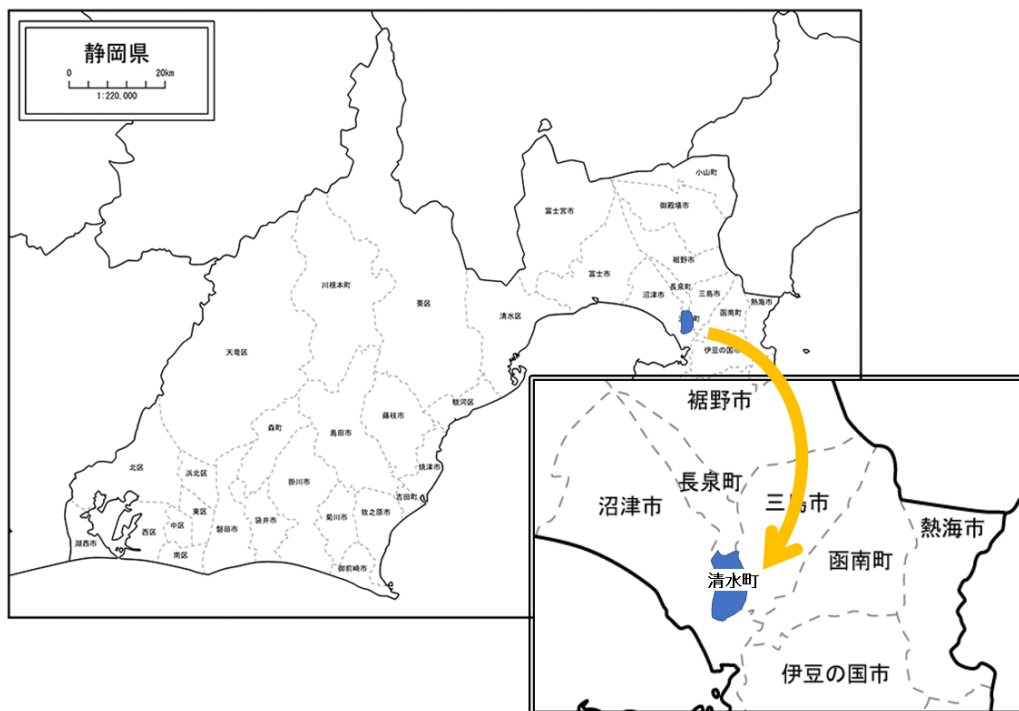


図 1-3 清水町の位置図

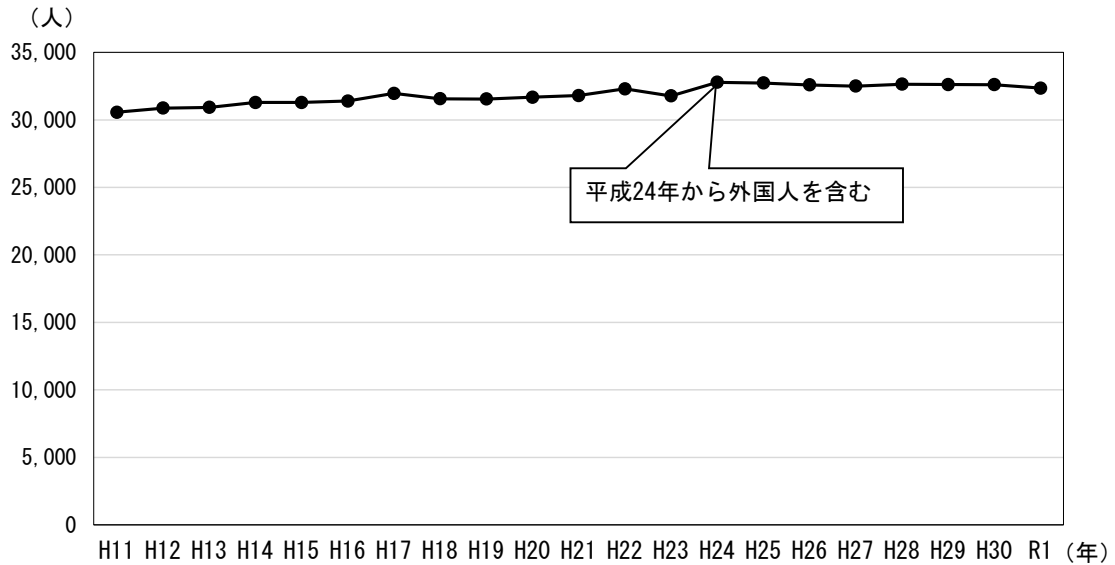
#### 2 社会的状況

本町は町の北部を横断する国道1号や新幹線駅を有するJR三島駅にも近く交通利便性が高く宅地化が進んでいます。

また、沼津卸商社センターの進出に伴う商業の発展、加えて、東部最大級の大型ショッピングセンターの進出等新たな商業ゾーンが形成されています。

### 3 人口動態

本町の人口の推移を図 1-4 に示します。本町の人口は長期的には増加傾向を示していますが、平成 24 年度をピークに微減傾向に転じており、平成 30 年度 10 月 1 日現在 32,612 人（平成 24 年度以降外国人を含む）となっています。また、本町の高齢化率は図 1-6 に示すように平成 30 年度 25.3%で、超高齢社会（21%以上）となっています。高齢化率は今後も増加し、高齢化の傾向はさらに進むと思われます。



資料：住民課「区別人口統計表」

- ・各年10月1日現在人口
- ・H12、H17、H22、H27年は総務省「国政調査報告」
- ・平成24年から「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行により、外国人集計を含む

年	H11	* H12	H13	H14	H15	H16	* H17	H18	H19	H20	H21	* H22	H23	H24	H25	H26	* H27	H28	H29	H30	R1
総人口 (人)	30,564	30,870	30,929	31,289	31,290	31,395	31,961	31,566	31,546	31,683	31,800	32,302	31,775	32,785	32,734	32,593	32,500	32,641	32,614	32,612	32,356

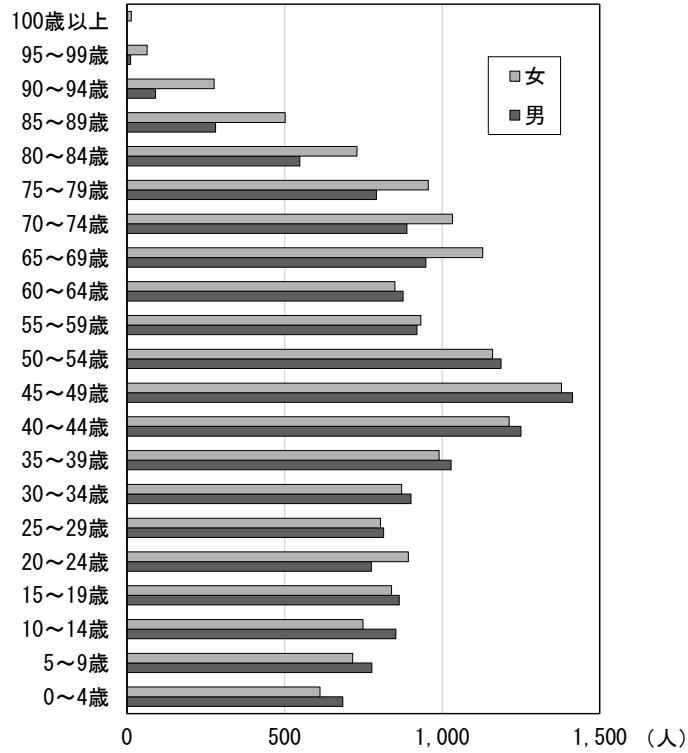
各年10月1日現在

資料：住民課「区別人口統計表」

\* マークは総務省「国政調査報告」

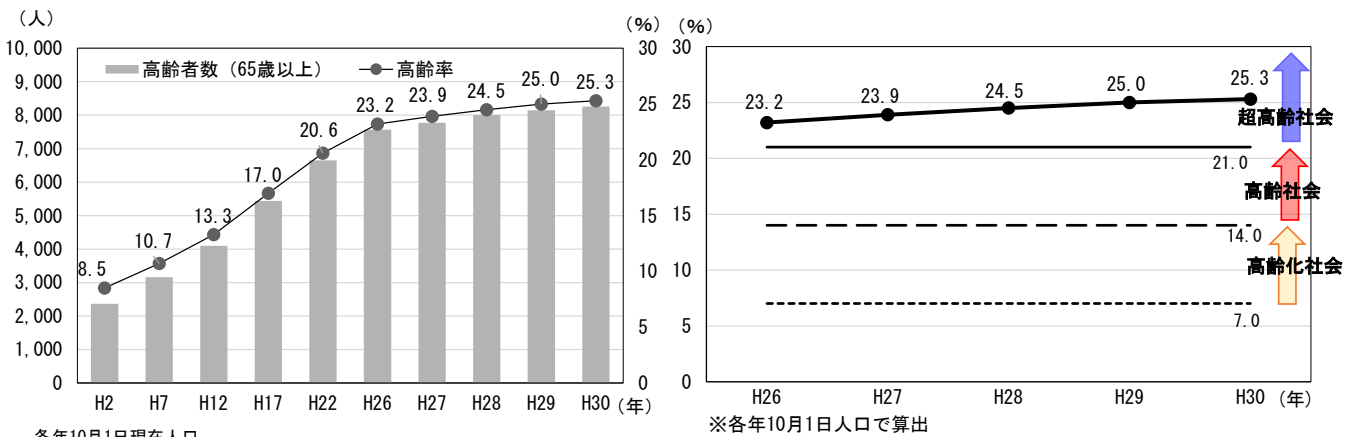
平成24年から「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行により、外国人集計を含む

図 1-4 清水町の人口推移



平成30年10月1日現在人口  
資料：清水町統計書 平成30年版

図 1-5 本町における年齢別人口



各年10月1日現在人口  
資料：清水町統計書 平成30年版

図 1-6 清水町の高齢化率の推移

#### 4 産業動向

産業大分類別の事業所数と従業者数を表 1-1 に示します。

事業所数割合では卸売・小売業が約 29%と最も多く、次いで製造業が約 13%、宿泊業、飲食サービス業が約 10%の順となっています。一方、従業者数割合は卸売・小売業が約 27%と最も多く、次いで製造業が約 22%、医療・福祉が約 12%となっており、上位 3 業種で全体の 6 割を占めています（図 1-7）。

表 1-1 産業大分類別事業者数及び従業者数

産業大分類	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
農林漁業	4	37
建設業	153	1,040
製造業	202	3,362
電気・ガス・熱供給・水道業	1	15
情報通信業	17	286
運輸業、郵送業	38	796
卸売・小売業	467	4,176
金融業・保険業	27	266
不動産業、物品賃借業	83	338
学術研究、専門・技術サービス	50	231
宿泊業、飲食サービス業	163	1,160
生活関連サービス業、娯楽業	159	861
教育、学習支援業	50	218
医療、福祉	111	1,898
複合サービス業	9	67
他に分類されないもの	73	791
合計	1,607	15,542

資料：平成 28 年 経済センサス活動調査

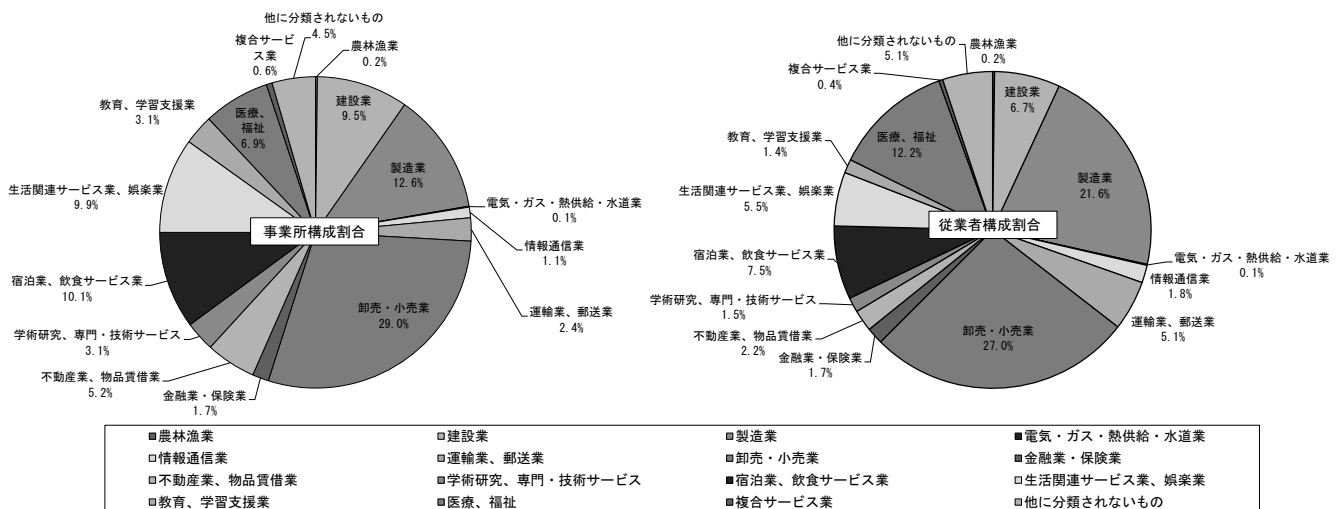


図 1-7 産業大分類別事業所構成割合、従業者数構成割合

## 5 関連計画

### (1) 第5次清水町総合計画 前期基本計画

#### 基本目標3

豊かな自然環境と地域の活力が誇りを育むまちへ

#### 【施策3-2】循環型社会形成への取組の推進

##### 【施策の目標】

- 新エネルギーなどの機器の導入を促進し、身近な生活での環境負荷の軽減を図ります。
- 「3R活動」により、資源の循環社会を推進します。
- 循環型社会を形成するために、住民と事業者が一体となった取組を実施します。

##### 【目標指標】

指標	基準値 (計画策定時の状況)	目標値
町民1人あたりのごみ排出量	750 g/日	740 g/日
根拠：一般廃棄物処理事業実態調査（全ごみ量）より		
リサイクル率	21.9 %	23.0 %
根拠：一般廃棄物処理事業実態調査（リサイクル率）より		

### (2) 清水町地域防災計画

#### 第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画

##### 1. 主旨

この計画は、被災地の塵芥収集処理及びし尿のくみ取り処分、死亡獣畜の処理等清掃業務及び災害廃棄物処理を適切に行うため実施事項を定め、清掃作業等に支障のないよう措置することを目的とする。

##### 2. 実施事項等

区分	内容
基本方針	「静岡県災害廃棄物処理計画」、「清水町災害廃棄物処理計画」及び「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」を踏まえて迅速・適正に処理する。
県の実施事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該市町区域内の塵芥及びし尿の処理場のあつせん</li> <li>・清掃用運搬機材のあつせん</li> <li>・死亡獣畜処理場（市町又は清掃業者）のあつせん</li> <li>・災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、関係団体等への協力要請、処理方法の市町への周知等</li> </ul>
町長の要請・実施事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町長は、独自に清掃作業を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 処理対象物名及び数量</li> <li>イ 処理対象戸数</li> <li>ウ 処理施設の使用可否</li> <li>エ 実施期間</li> <li>オ その他必要事項</li> </ul> </li> <li>・災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等</li> </ul>

## 第2章 ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみ処理の現状


#### 1 ごみ処理体制

##### (1) ごみの分別区分及び収集運搬体制

ごみの分別区分及び収集頻度、出し方は表 2-1 に示すとおりです。可燃ごみと埋立ごみの排出は図 2-1 に示す指定袋（ごみ処理経費を含まない単純指定袋）を必ず使用します。原則的にステーション（集積所）収集方式としていますが、小型家電製品、乾電池は常設のボックス回収となっており、また、粗大ごみは予約制（直接搬入）となっています。

収集・運搬については、「可燃ごみ」「埋立ごみ」「プラスチックごみ」「びん・ガラス類」「金属類」を業者に収集を委託しています。また、小型家電製品、乾電池は本町が直接収集しています。

表 2-1 ごみの分別区分及び収集頻度等

分別区分	内容	収集頻度	出し方
可燃ごみ	生ごみ、食品くず、酒の紙パック(内部がアルミコーティングされた紙パック)、木片(積木程度の木片に限る)、古布(汚れたもの)など	週2回	清水町可燃ゴミ指定袋でステーション
プラスチックごみ		週1回	収集日前日にステーションに設置した色分けした収集用網袋に入れる
容器包装プラスチック	 プラマークがあるプラスチック・発泡スチロール製の容器や包装物。		
ペットボトル	 ペットボトル表示マークがある飲料用の容器、酒類の容器、しょう油の容器		
その他のプラスチック	プラマークの表示がないもの。CD・DVD・ビデオテープなどのケース、プラスチック製のおもちゃ・文房具・食器・ハンガー・洗面器、ポリバケツ。商品付属品・レジ配布のスプーン・フォーク・ストロー、洗剤などについている計量カップ など		
埋立ごみ	鏡、傘、カセットテープ、陶器類、使い捨てカイロ、長靴、ぬいぐるみ、ピアノカ、ヘルメット、魔法瓶、めがね、ラケット、ランドセル、革製品、化粧びん、小型家電(アイロン、ラジオ、ドライヤー、電卓、電気カミソリなど)など	月2回	清水町埋立ごみ推奨袋でステーション
資源ごみ		月1回	
①古紙類	新聞紙、雑誌、本、ダンボール、厚紙、ミックス古紙(雑紙)		ひもで十字に縛る
②古着	衣類、ニット、セーター		
③金属類	スチール缶、アルミ缶(ジュースの缶、食品の缶詰等)、やかん、フライパン、スプレー缶		大型コンテナ
④びん・ガラス類	酒のびん、食品のびん(生びん、無色びん、茶色びん、その他のびん)割れガラス		小型コンテナ
⑤小型家電製品	携帯電話、デジタルカメラ、電卓、電気コード等の直径13cm以下の小型の家電製品	随時	ボックス回収
粗大ごみ	無料: 小型家電製品(ビデオデッキ、ラジカセ、炊飯器、掃除機、電話機、電子レンジ、ファンヒーターなど) 有料: 机、椅子、タンス、ベッド等、生木、布団、座布団、カーペット等、プラスチック製衣装ケース等	予約制(随時)	・予約 ・直接搬入
その他	乾電池、食用油	随時	ボックス回収

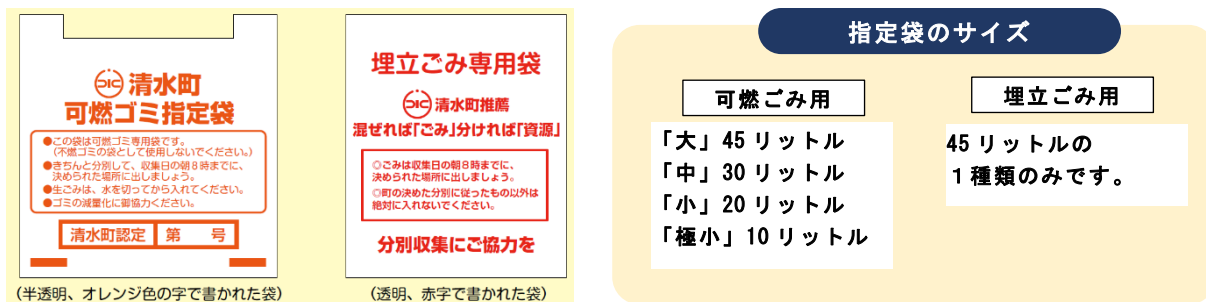


図 2-1 本町ごみ指定袋

## (2) 収集・処理できないごみ

本町では表 2-2 に示す事業系一般廃棄物や産業廃棄物は収集も受入れもおこなっていません。

事業に伴って排出されるごみは事業主の責任で適切に処理し、産業廃棄物は、販売店や専門業者に処理を委託するなど、適正処理を指導します。

表 2-2 本町で収集しないごみの種類

主な品目	対処方法等
タイヤ	交換した所(スタンド、修理工場等)で引き取ってもらう
バッテリー	
廃油(灯油、ガソリン、オイル)	購入先へ相談して処理する
プロパンボンベ	
農薬などの薬品類	産業廃棄物。購入したところで引き取ってもらう
農業用ビニール	
農機具	販売店、専門業者に問い合わせる
土石、肥料	
自動車、バイク(部品を含む)	
たたみ	販売店、消防署に問い合わせる
消火器	
ペンキ	販売店、専門業者に問い合わせる。空き缶は資源ごみへ
コンクリートブロック、フェンス等の建築廃材	専門業者に問い合わせる
テレビ、エアコン、洗濯機(衣類乾燥機)、冷蔵庫	買い換え時に電気店に相談する
パソコン	製造メーカー、または一般社団法人パソコン3R推進協会に問い合わせる
事業所系※、医療系ごみ	自営を含め、事業に伴って排出されるごみは事業主の責任で適切に処理する

※事業系一般廃棄物(可燃系)は、許可業者による収集(沼津市クリーンセンターで焼却)

## (3) 現状のごみ処理フロー

本町のごみ処理フローを図 2-2 に示します。

本町は、中間処理施設を整備していないことから、可燃ごみは沼津市清掃プラント(焼却施設)に処理を委託し、焼却残渣(灰)は民間業者に委託し、リサイクル再生



処理をしています。

埋立ごみは、ごみステーションからの場不燃ごみ中継所に収集運搬した後、民間業者に委託し、分別、中間処理後に再生利用、埋立等の処理をしています。

プラスチックごみ及び資源ごみは、民間業者に中間処理を委託し、資源化処理を行っています。

可燃ごみの焼却残渣及び埋立ごみのリサイクル再生処理残渣は埋立処分を委託しています。

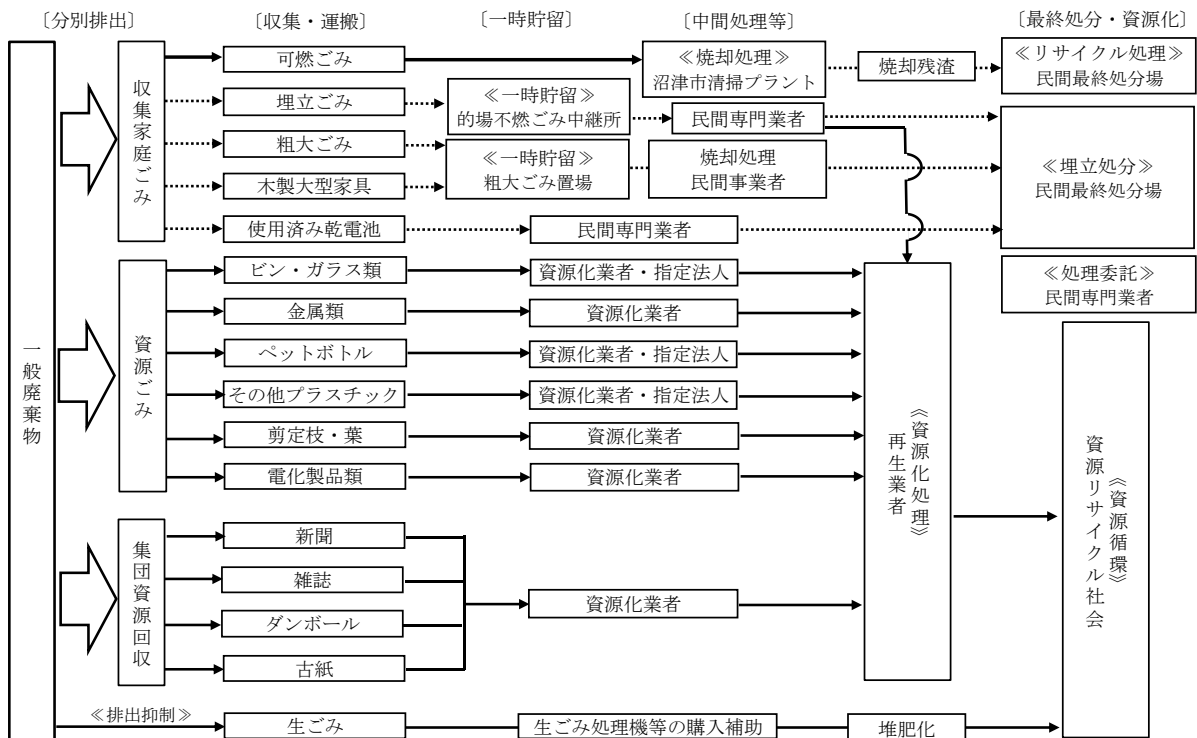


図 2-2 ごみ処理フロー図

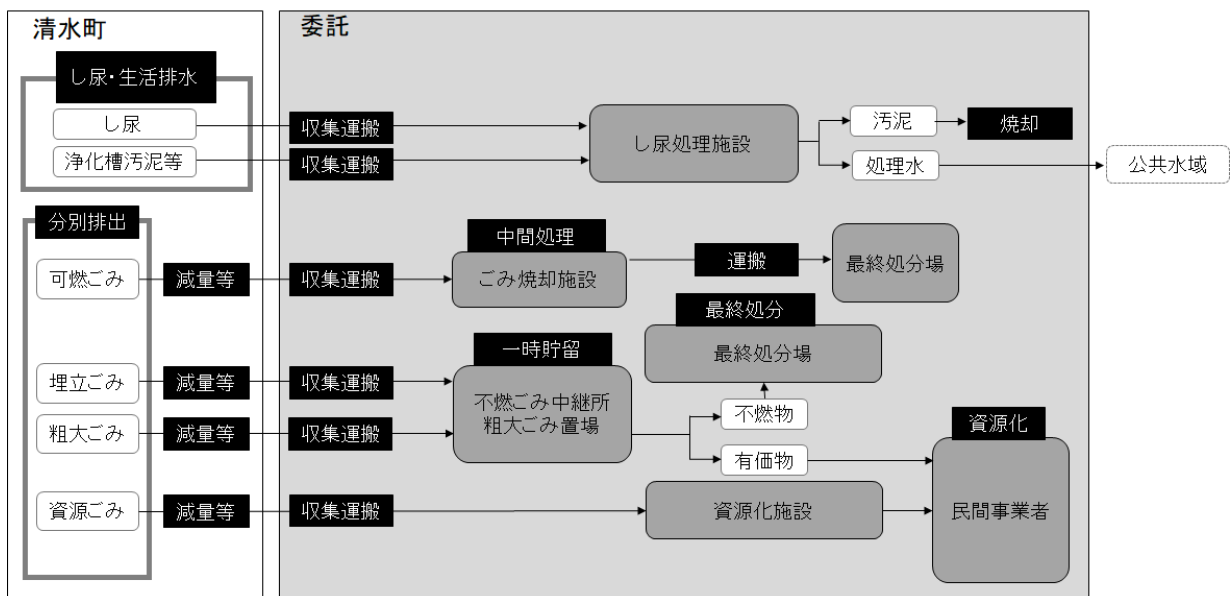


図 2-3 委託処理の範囲

## 2 ごみ処理の実績

### (1) ごみ排出量の実績

本町のごみ排出量の実績を表 2-3 に示します。

家庭系の資源を除くごみ排出量は減少傾向を示しています。資源ごみは枝葉類の可燃ごみからの分別の徹底が進み、平成 30 年度から増加しました。

事業系ごみは町内の大型スーパーの増床や老人健康施設の開設等の影響により平成 27 年度から令和元年度は増加傾向を示しています。

表 2-3 ごみ排出量の実績

			年度	H27	H28	H29	H30	R1	
人口			人	32,500	32,641	32,614	32,612	32,356	
家庭系	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	4,418	4,402	4,397	4,368	4,144	
		不燃ごみ	t/年	240	212	232	238	236	
		プラスチックごみ	t/年	606	621	627	640	617	
		容器包装プラスチック	t/年	447	462	461	468	454	
		ペットボトル類	t/年	67	68	72	77	70	
		その他のプラスチック	t/年	92	91	94	95	93	
		その他	t/年	34	48	35	45	49	
		資源ごみ	t/年	455	417	416	471	631	
		金属類	t/年	79	75	70	77	75	
		ガラス類	t/年	186	178	181	175	106	
		古着類	t/年	8	6	6	16	8	
		枝葉類	t/年	180	156	156	200	440	
		廃食用油	t/年	2	2	3	3	2	
		粗大ごみ	t/年	160	166	167	183	205	
		その他のごみ	乾電池・蛍光管	t/年	6	6	7	6	6
収集ごみ計			t/年	5,919	5,872	5,881	5,951	5,888	
集団回収			t/年	563	528	516	500	489	
合計(集団回収量を含む)			t/年	6,482	6,400	6,397	6,451	6,377	
			g/人日	545	537	537	542	538	
			(資源除く)	t/年	4,824	4,786	4,803	4,795	4,591
			g/人日	406	402	403	403	388	
事業系	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	2,002	2,097	2,140	2,247	2,486	
ごみ総排出量(家庭系+事業系)			t/年	8,484	8,497	8,537	8,698	8,863	
			t/日	23.2	23.3	23.4	23.8	24.2	
			g/人日	713	713	717	731	748	
			(資源を除く)	t/年	6,826	6,883	6,943	7,042	7,077
			g/人日	574	578	583	592	598	
			(集団回収含まない)	t/年	7,921	7,969	8,021	8,198	8,374
			g/人日	666	669	674	689	707	

### (2) ごみの処理・処分量の実績

焼却処理量は事業系の可燃ごみの増加を受けて増加傾向を示しています。

不燃ごみは不燃ごみ中継所で一時貯留したのち、中間処理後、資源化及び埋立処分をしています。

表 2-4 ごみの処理・処分量の実績

				H27	H28	H29	H30	R1
処理量								
焼却施設	焼却処理量		t/年	6,580	6,665	6,704	6,798	6,835
	入	収集可燃ごみ	t/年	6,420	6,499	6,537	6,615	6,630
		粗大ごみ	t/年	160	166	167	183	205
	出	処理残渣(埋立処分)	t/年	0	0	0	0	0
		処理残渣(資源化)	t/年	176	163	161	160	159
	資源化			t/年	1,834	1,777	1,755	1,816
(集団回収除く)			t/年	1,237	1,201	1,204	1,271	1,456
直接資源化	収集資源ごみから		t/年	455	417	416	471	631
	家電製品		t/年	34	48	35	45	49
	その他の資源		t/年	606	621	627	640	666
	化施設から	収集資源ごみから	t/年	176	163	161	160	159
	集団回収	焼却処理から	t/年	563	528	516	500	489
その他の施設(収集不燃ごみ)			t/年	247	218	237	238	242
直接埋立	不燃ごみ		t/年	3	4	3	3	1
	その他		t/年	6	6	5	0	6
	埋立処分		t/年	238	208	229	235	235
最終処分			t/年	246	219	238	244	243
直接埋立	収集不燃ごみから		t/年	3	4	3	3	1
	収集その他		t/年	6	6	5	6	6
	処理後の埋立	処理残渣埋立	t/年	238	208	229	235	236
		焼却処理残渣	t/年	0	0	0	0	0

(3) ごみの性状

本町の可燃ごみ組成の実績を表 2-5 に示します。

紙・布の割合が最も多く、6割前後で推移しています。次いで、ちゅう芥・野菜くずやビニール・合成樹脂が続きます。

可燃ごみの中には、資源化可能な紙類や、食べられるのに廃棄される食品ロス等がまだまだ混入していると思われます。資源として活用できるものの廃棄を削減するために、分別の徹底を推進します。

表 2-5 ごみ組成の実績

組成項目		年度				
		平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
組成 (%)	紙・布	49.7	60.3	56.9	55.0	67.2
	ビニール・合成樹脂	8.4	13.4	10.9	9.5	12.8
	木・竹・わら類	4.9	3.8	16.5	9.9	2.2
	ちゅう芥・野菜くず	29.0	14.7	10.7	14.8	12.3
	不燃物	0.5	2.7	0.4	0.7	0.9
	その他	7.5	5.3	4.8	10.2	4.7
三成分 (%)	水分	61.0	50.8	57.6	58.4	52.1
	灰分	3.0	6.7	2.5	5.4	3.5
	可燃分	36.1	42.5	39.9	36.3	44.5

(4) ごみ処理経費の実績

本町のごみ処理経費の実績を表 2-6 に示します。

本町のごみ処理経費は年間 35 千万円程度で、ごみ 1 t あたり 4 万円程度で推移しています。

表 2-6 ごみ処理経費の実績

単位：千円

区分		年度					
		H26	H27	H28	H29	H30	
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0
		中間処理施設	0	0	0	0	0
		最終処分場	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
	調査費	0	0	0	0	0	
	小計	0	0	0	0	0	
処理及び維持管理費	人件費		19,562	22,619	20,479	19,794	20,994
	処理費	収集運搬施設	0	0	0	0	0
		中間処理施設	0	0	0	0	0
		最終処分場	0	0	0	0	0
	車両等購入費		0	0	0	0	0
	委託費		322,090	355,215	332,222	334,329	334,843
	その他		0	0	0	0	0
	調査研究費		0	0	0	0	0
小計		341,652	377,834	352,701	354,123	355,837	
その他		9,155	13,189	11,225	9,119	3,403	
合計		350,807	391,023	363,926	363,242	359,240	
年間ごみ処理量（t）		8,752	8,868	8,829	8,870	9,123	
1トン当たりの事業費		40.1	44.1	41.2	41.0	39.4	
建設・改良費除く 1トン当たりの事業費		40.1	44.1	41.2	41.00	39.4	

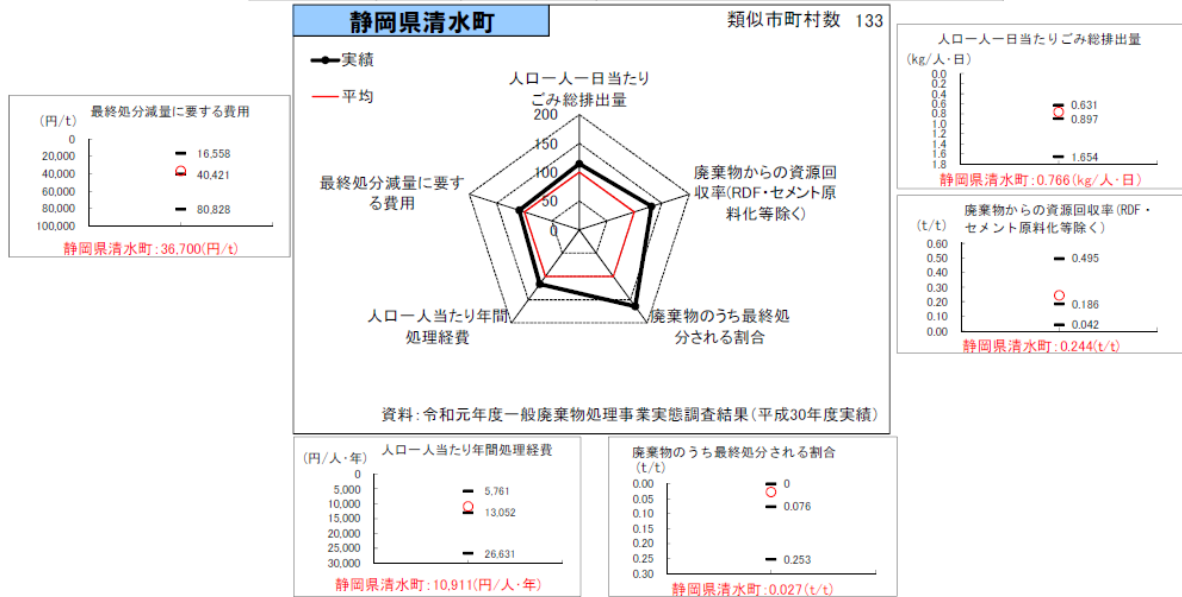
資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

### 3 ごみ処理の評価

#### (1) 類似都市との比較

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（環境省、平成25年4月策定）（以下「システム指針」という。）の中の、「一般廃棄物処理システムの評価の考え方」を参考に、本町のシステム指針の評価を行います。評価に用いる指数値は平均値を100とし、数値が大きいほど良好な状況を示しています。いずれの指標も指数値が平均を上回っています（図2-4）。

市町村名	静岡県清水町	人口	32,612 人		
産業		二次・三次人口比率	98.9%	三次人口比率	67.1%
類型都市の概要	都市形態	町村	20,000人以上		
	人口区分	V			
	産業構造	2	二次・三次人口比80%以上、三次人口比55%以上		



備考:エネルギー回収量及び温室効果ガスについては、データの把握状況が市町村によって異なるため、参考値として取扱って下さい。また、民間施設への委託分も指標には反映されていないことにご注意ください。

※グラフの見方：各指標は大きい方、グラフでは平均（100）の赤線より外側に出ている場合が優れている。

標準的な指標	人口一人一日 当たりごみ総 排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除 く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分され る割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
平均	0.897	0.186	0.076	11,736	36,335
最大	1.654	0.495	0.253	24,717	74,423
最小	0.631	0.042	0	4	14
標準偏差	0.17	0.074	0.051	4,504	14,103
当該市町村実績	0.766	0.244	0.027	10,911	36,700
指数値	114.6	131.2	164.5	107.0	99.0

資料：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール 平成30年度実績版 環境省

図 2-4 類似都市との比較（平成30年度実績）

## (2) 前計画数値目標の達成状況

前計画では、ごみ排出量、リサイクル率、最終処分率の数値目標を設定しています。前計画数値目標の達成状況を表 2-7 に示します。

計画値が明記されている平成28年度の計画値と実績を比較すると、ごみ排出量と最終処分率は良好な実績となっていますが、リサイクル率、総資源化量は目標値を達成していませんでした。

この傾向は、本計画における令和5年度の計画値においても達成できません。発生抑制、排出抑制等を推進する施策が重点課題となっている状況から、今後、資源化量の増加を目標値として見込むのは難しいと考えられます。

表 2-7 前計画数値目標の達成状況

目標項目		H28年度		評価	(参考) R5年度	
		前計画値	実績		前計画値	本計画値
ごみ排出量 (ごみ1人1日平均排出量)	t /年	9,416	8,497	良好	9,369	8,542
	g /人日	774.5	713		763.5	729
リサイクル率 (総資源化量)	%	30%	19%	未達成	30%	23%
	t /年	2,842	1,614		2,809	1,932
最終処分率 (最終処分量)	%	7.0%	4.5%	良好	7.0%	2.8%
	t /年	654	381		660	240

## 第2節 ごみ処理の課題

### 1 ごみの排出抑制と減量化

#### ①食品ロスの削減

本町ではごみの排出抑制と減量化の施策に長年取り組んでおり、ごみ排出量の減少など効果が認められます。

今後は世界的にも大きな問題となっている食品ロスの削減に取り組む必要があります。現在のごみ処理の現状からは、食品ロスの削減は効果の評価が難しいことから、評価方法も含めた「食品ロス削減推進計画」の策定を検討します。

#### ②プラスチック類の削減

食品ロスとともに削減が大きな課題であるプラスチック類は、令和2年7月からすべてのプラスチック製レジ袋が有料化になるなど、国をあげての取組が実施されていますが、本町域内での削減効果の評価はできていません。本町でもプラスチック類の削減の取組について検討が必要です。

#### ③ごみ処理費用の適正負担

本町ではごみ処理費用を含まない指定袋制（単純指定袋制）を導入しています。

平成17年5月に改正された「廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）」では市町村の役割として「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」と記載され、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化の推進が明確化されています。

静岡県では約半数の17市町村で可燃ごみ処理の有料化を導入しています。本町においても、本計画の計画期間中のごみ処理経費の適正負担の検討が必要です。

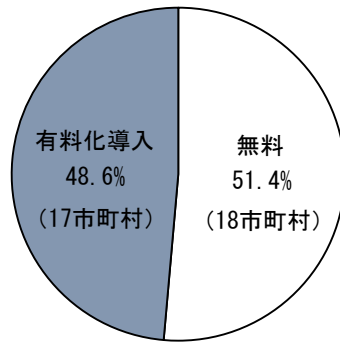


図 2-5 静岡県可燃ごみ有料化導入状況（平成 30 年度）

## 2 ごみの資源化

### ①資源ごみ分別の徹底

資源ごみの対象品目でも可燃ごみとして廃棄されるとごみとして処理せざるを得ません。資源ごみを資源として再生利用するためには、分別の徹底が必要です。

### ②リサイクルルートの確保

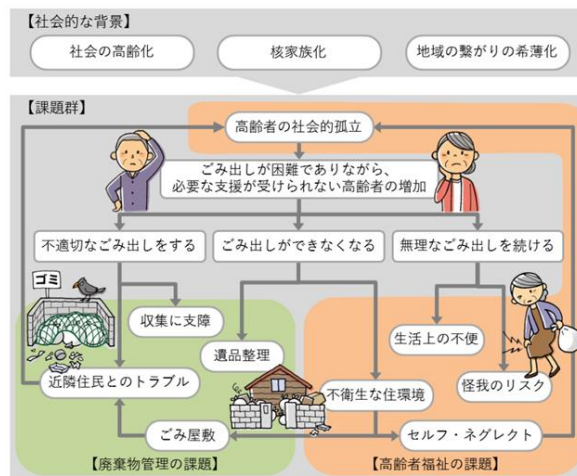
町民や事業者の取組により資源ごみとして収集した資源ごみであっても、その先の資源化ルートが滞ると、資源化は進みません。

2020 年 1 月の中国の廃プラスチック類輸入全面禁止措置などで国内の資源化は大きな打撃を受けていることから、できるだけ小さな循環の環の構築が必要です。

## 3 適正処理

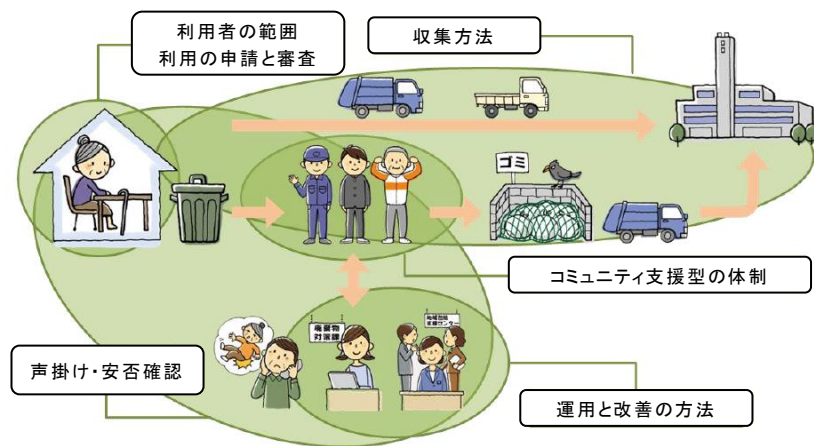
### ①収集・運搬

本町ではすでに超高齢社会となっており、今後も高齢者の人口割合は増えるものと予測されます。現在のごみ排出は多岐にわたり、ごみ出しが困難な高齢者の増加が予想されます。このようなごみ排出弱者への配慮を検討し、公平な町民サービスが必要です。



資料：高齢者ごみ出し支援ガイドブック H29.5 国立環境研究所

図 2-6 高齢者のごみ出しを巡る課題



資料：高齢者ごみ出し支援ガイドブック H29.5 国立環境研究所

図 2-7 ごみ出し支援制度として検討すべきこと

## ②中間処理、最終処分

- 本町では中間処理施設及び最終処分場を整備していないことから、今後も継続して近隣市町との広域化処理の推進及び民間の資源化業者等と連携し、安全・安定した処理を確保する必要があります。
- 町内にごみ処理施設がないことによるごみの適正処理に関する町民意識が低下しないように、町内から発生する廃棄物を他の市町で処理していることの周知徹底が必要です。



### 第3節 ごみ処理基本計画

#### 1 ごみの発生量及び処理量の見込み

##### (1) 人口推計

「清水町人口ビジョン 2020年1月」における清水町の将来展望人口を令和元年度の人口実績で補正し、本計画の将来人口としました。その結果を表2-8、図2-8に示します。

本計画の目標年度である、令和17年度には31,690人で現状の32,356人から約2%減少します。

表2-8 将来人口の予測結果

	年度	人口(人)		年度	人口(人)
実績値	平成22	32,702	予測値	令和2	32,071
	平成23	32,761		令和3	32,048
	平成24	32,785		令和4	32,025
	平成25	32,734		令和5	32,002
	平成26	32,593		令和6	31,979
	平成27	32,500		令和7	31,958
	平成28	32,641		令和8	31,924
	平成29	32,614		令和9	31,890
	平成30	32,612		令和10	31,856
	令和元	32,356		令和11	31,822
			令和12	31,789	
			令和13	31,769	
			令和14	31,749	
			令和15	31,729	
			令和16	31,709	
			令和17	31,690	

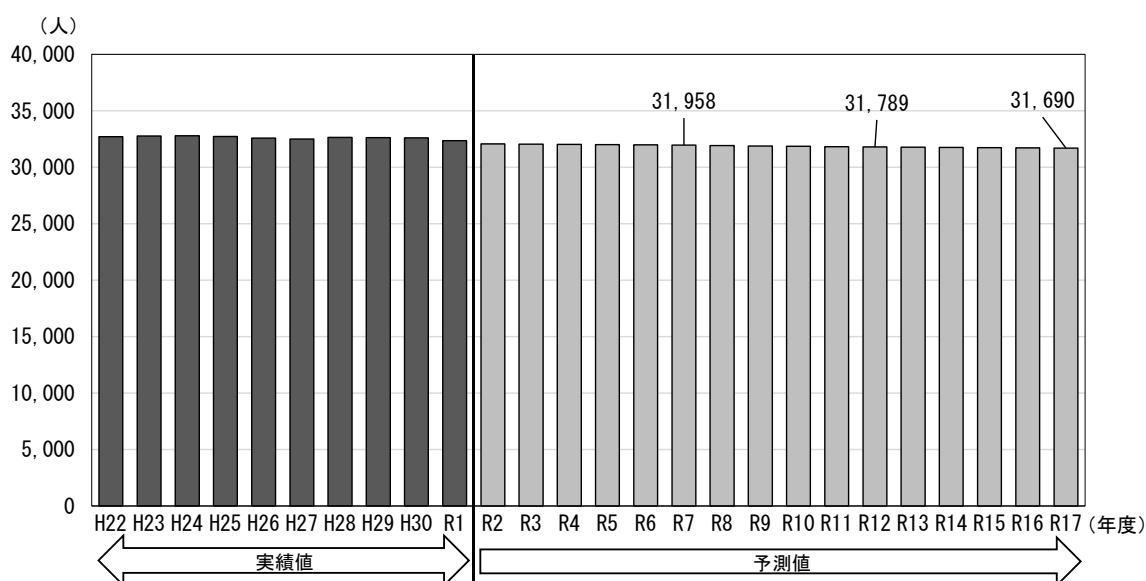


図2-8 将来人口の予測結果

## (2) ごみ量予測（現状のまま推移した場合）

### ① 予測方法

ごみ排出量の将来予測はまず、ごみの排出量の抑制、再生利用を促進せず、循環型社会形成に向けた改善を行わない場合（以下「現状のまま推移した場合」という。）のごみ排出量の予測を行い、次に家庭、事業所等におけるごみ排出量の抑制、再生利用の促進のために実施する施策を踏まえた目標値を設定し、目標達成後のごみ排出量（以下「目標達成した場合」という。）を予測します（図 2-9）。

予測手法としては、過去の実績から 1 人 1 日当たりのごみ排出量（g/人日）を算出し、トレンド推計などを用いて将来推計値を予測したうえで、将来予測人口を乗じて排出量等を予測します。

次に家庭系ごみ、事業系ごみにおける排出抑制や、資源化の促進のために実施する施策を踏まえた目標値を設定し、現状のまま推移した場合の推計値から目標値を増減し、目標達成した場合のごみ排出量の将来推計値を予測します。

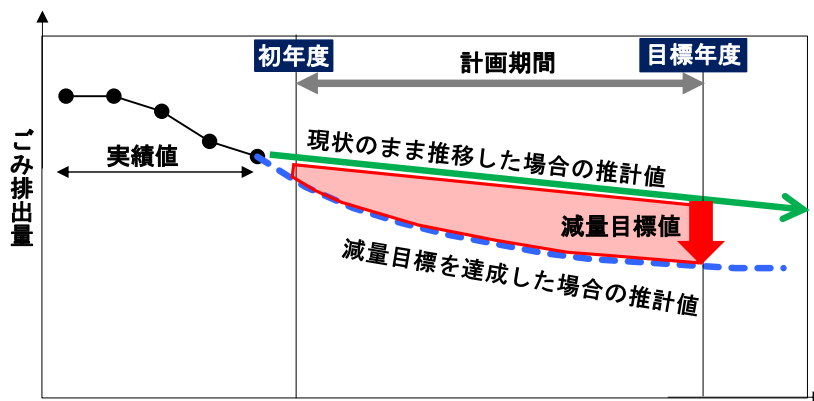


図 2-9 一般廃棄物処理基本計画 ごみ非出量予測のイメージ

### ② ごみ排出量予測（現状のまま推移した場合）

目標年度の現状のまま推移した場合の推計結果を表 2-9、図 2-10 に示します。

新たな施策を見込まず現状のまま推移した場合、ごみ総排出量は令和元年度実績 8,863t/年に対し、令和 17 年度は 8,746t/年と約 100 t が減少すると推計しました。家庭系ごみは微減、事業系ごみは横ばいと予測しました。

一方、事業系ごみ排出量の横ばい予測と、本町の人口減少から、1 人 1 日当たりのごみ総排出量はわずかに増加しています。

表 2-9 現状のまま推移した場合のごみ排出量予測

		年度	実績		予測				
			R1	R3 初年度	R7 中間目標	R12 中間目標	R17 目標		
人口		人	32,356	32,048	31,958	31,789	31,690		
家庭系	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	4,144	4,094	4,083	4,061	4,059	
		不燃ごみ	t/年	236	234	233	232	232	
		プラスチックごみ	t/年	617	608	607	603	603	
		容器包装プラスチック	t/年	454	445	443	441	441	
		ペットボトル類	t/年	70	70	70	70	70	
		その他のプラスチック	t/年	93	94	93	93	93	
		その他のごみ	乾電池・蛍光管	t/年	49	47	47	46	46
		資源ごみ	t/年	631	667	666	662	662	
			金属類	t/年	75	70	70	70	70
			ガラス類	t/年	106	152	152	151	151
			古着類	t/年	8	9	9	9	9
			枝葉類	t/年	440	433	432	429	429
			廃食用油	t/年	2	3	3	3	3
		粗大ごみ	t/年	205	199	210	209	220	
		その他のごみ	乾電池・蛍光管	t/年	6	6	6	6	6
		収集ごみ計	t/年	5,888	5,855	5,852	5,819	5,828	
		集団回収	t/年	489	468	455	429	429	
	合計（集団回収量を含む）	t/年	6,377	6,323	6,307	6,248	6,257		
		g/人日	538	541	541	538	539		
		(資源除く)	t/年	4,591	4,533	4,532	4,508	4,517	
		g/人日	388	388	389	389	389		
事業系	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	2,486	2,482	2,482	2,482	2,489	
ごみ総排出量（家庭系+事業系）		t/年	8,863	8,805	8,789	8,730	8,746		
		t/日	24.2	24.1	24.1	23.9	23.9		
		g/人日	748	753	753	752	754		
		(資源を除く)	t/年	7,077	7,015	7,014	6,990	7,006	
		t/日	19.3	19.2	19.2	19.2	19.1		
		g/人日	598	600	601	602	604		
		(集団回収含まない)	t/年	8,374	8,337	8,334	8,301	8,317	
		t/日	22.9	22.8	22.8	22.7	22.7		
		g/人日	707	713	714	715	717		

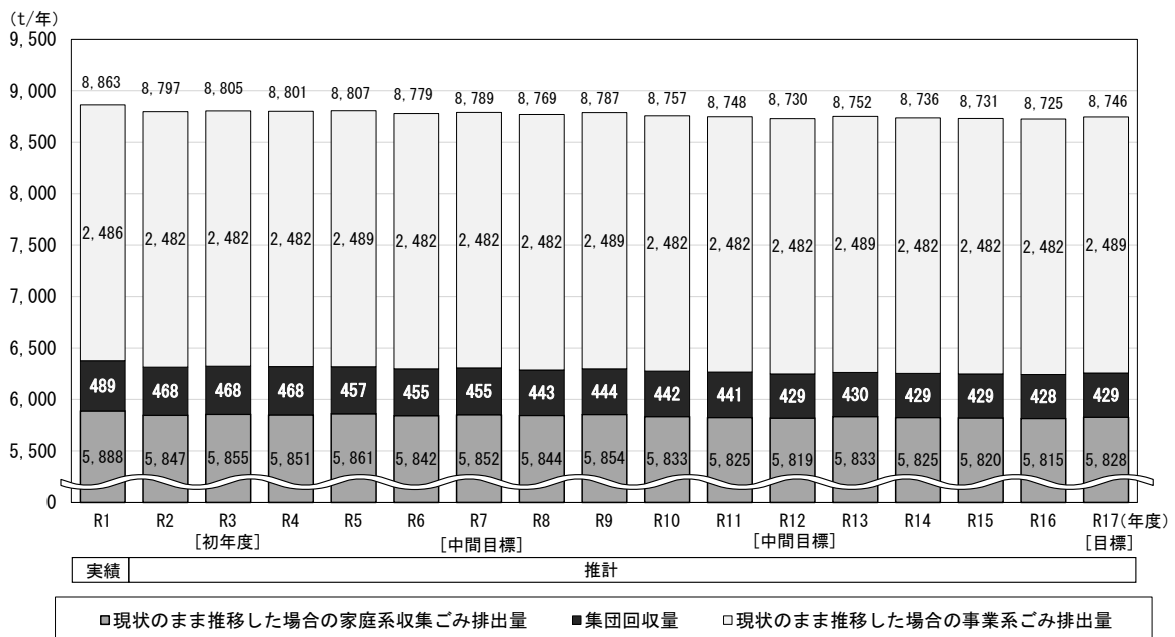


図 2-10 現状のまま推移した場合のごみ排出量予測

### (3) 目標値の設定

#### ①減量目標設定の考え方

<p>□家庭系ごみ</p> <p>本町のごみ排出量は全国平均と比較して下回っています。また、様々なごみ減量・資源化の取組が住民のごみ減量行動へ浸透していると思われます。</p> <p>そこで、本計画においては、世界的にも課題となっています、食品ロスの削減を重点課題として取り組む目標とします。</p>
<p>□事業系ごみ</p> <p>事業系ごみは可燃ごみが増加傾向にあります。増加の要因に大型商業施設の増床や施設建設などによる事業活動の増大があるものの、事業活動増大前の水準までの削減を目標とします。</p>

#### ②減量目標値

区分	目標値	備考
家庭系ごみ	現状のまま推移した場合の収集可燃ごみから <b>1人1日当たりの排出量を24g削減</b>	推計により想定した令和元年度の食品ロス量(80g/人日)の30%削減を令和17年度に達成
事業系ごみ	現状のまま推移した場合の可燃ごみ量から <b>1日当たりの排出量を10%削減</b>	食品ロスの削減、ペーパーレス化の推進、資源可能物の分別の徹底など啓発・指導により可燃ごみ排出量を10%削減
資源化量	排出抑制を推進した場合も、資源物の分別の徹底を強化し、ごみ総排出量の <b>資源化率(%)を維持</b>	現状のまま推移した場合の令和17年度のごみ総排出量に対する資源化率約22%を維持

### (4) ごみ量の推計(目標値を達成した場合)

#### ①ごみ排出量の推計(減量目標を達成した場合)

減量目標を達成した場合の推計結果を表2-10に示します。

新たな施策を見込んだ減量目標を達成した場合、ごみ総排出量は令和元年度実績8,863t/年に対し、令和17年度は8,212t/年と約650tが減少すると推計しました。家庭系ごみは令和元年度実績6,377t/年に対し、令和17年度は5,979t/年と約400t減少、事業系ごみは令和元年度実績2,486t/年に対し、令和17年度は2,233t/年と約250t減少と予測しました。

一方、1人1日当たりのごみ総排出量も令和元年度実績748gに対し、令和17年度は708gと1人1日当たり40g減少する目標としました。

表 2-10 減量目標を達成した場合のごみ排出量予測

		年度	実績		予測							
			R1	R3 初年度	R7 中間目標	R12 中間目標	R17 目標					
人口		人	32,356	32,048	31,958	31,789	31,690					
家庭系	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	4,144	4,071	3,943	3,841	3,781				
		不燃ごみ	t/年	236	234	233	232	232				
		プラスチックごみ	t/年	617	608	607	603	603				
		容器包装プラスチック	t/年	454	445	443	441	441				
		ペットボトル類	t/年	70	70	70	70	70				
		その他のプラスチック	t/年	93	94	93	93	93				
		その他	t/年	49	47	47	46	46				
		資源ごみ	t/年	631	667	666	662	662				
		金属類	t/年	75	70	70	70	70				
		ガラス類	t/年	106	152	152	151	151				
		古着類	t/年	8	9	9	9	9				
		枝葉類	t/年	440	433	432	429	429				
		廃食用油	t/年	2	3	3	3	3				
		粗大ごみ	t/年	205	199	210	209	220				
		その他(乾電池・蛍光管)	t/年	6	6	6	6	6				
		収集ごみ計		t/年	5,888	5,832	5,712	5,599	5,550			
		集団回収		t/年	489	468	455	429	429			
合計(集団回収量を含む)		t/年	6,377	6,300	6,167	6,028	5,979					
		g/人日	538	539	529	520	515					
(資源除く)		t/年	4,591	4,510	4,392	4,288	4,239					
		g/人日	388	386	377	370	365					
事業系	収集ごみ 可燃ごみ	t/年	2,486	2,446	2,227	2,227	2,233					
ごみ総排出量(家庭系+事業系)		t/年	8,863	8,746	8,394	8,255	8,212					
		t/日	24.2	24.0	23.0	22.6	22.4					
		g/人日	748	748	720	711	708					
(資源を除く)		t/年	7,077	6,956	6,619	6,515	6,472					
		t/日	19.3	19.1	18.1	17.8	17.7					
		g/人日	598	595	567	561	558					
(集団回収含まない)		t/年	8,374	8,278	7,939	7,826	7,783					
		t/日	22.9	22.7	21.8	21.4	21.3					
		g/人日	707	708	681	674	671					

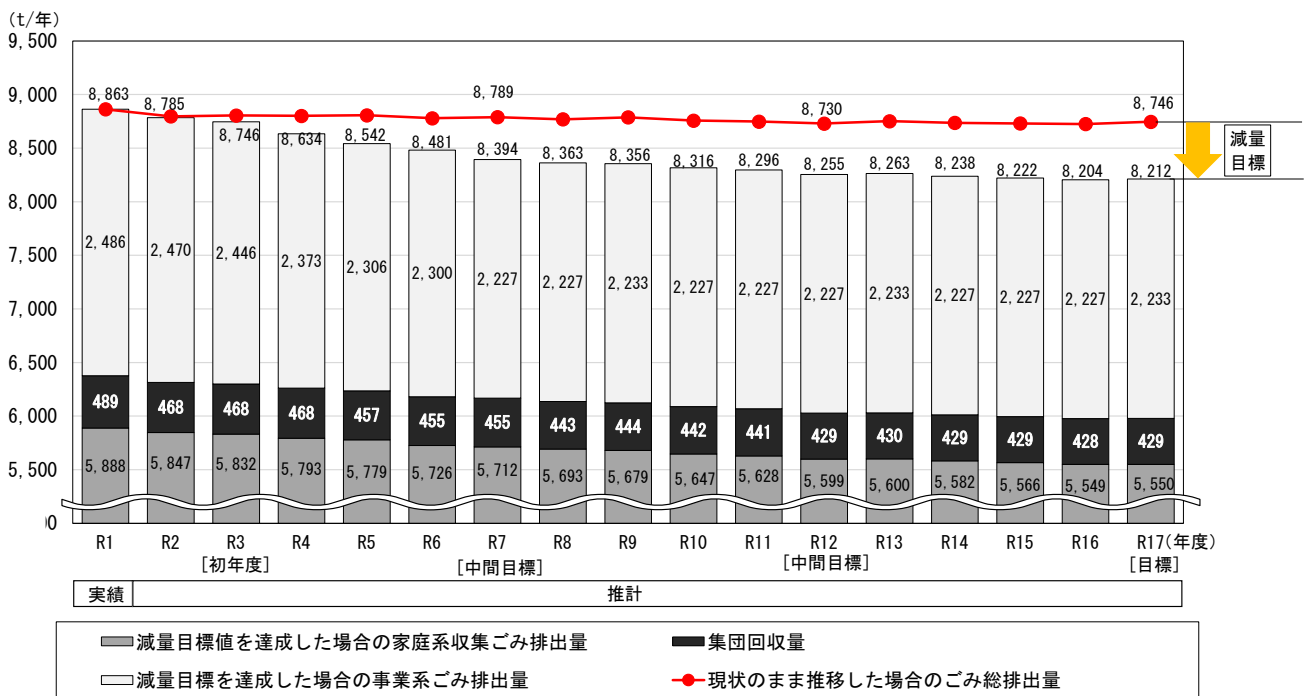


図 2-11 減量目標を達成した場合のごみ排出量予測

②ごみの処理・処分量の推計

減量目標を達成した場合のごみ処理・処分量の推計結果を表 2-11 に示します。

焼却処理量は令和元年度実績 6,876t/年に対し、令和 17 年度は 6,307t/年と約 570 t 減少、最終処分量は令和元年度実績 243t/年に対し、令和 17 年度は 238t/年と 5 t 減少と予測しました。

表 2-11 減量目標を達成した場合のごみ処理・処分量予測

		年度	実績		予測					
			R1	R3 初年度	R7 中間目標	R12 中間目標	R17 目標			
処理量	焼却施設	焼却処理量	t/年 t/日	6,876 18.8	6,754 18.5	6,443 17.7	6,339 17.4	6,307 17.2		
		沼津クリーンセンター 焼却分	t/年 t/日	6,466 17.7	6,356 17.4	6,023 16.5	5,921 16.2	5,867 16		
			民間 焼却施設	t/年 t/日	205 0.6	199 0.5	210 0.6	209 0.6	220 0.6	
				許可業者 独自焼却分	t/年 t/日	205 0.6	199 0.5	210 0.6	209 0.6	220 0.6
			入		収集可燃ごみ	t/年	6,466	6,356	6,023	5,921
				粗大ごみ	t/年	205	199	210	209	220
		出	処理残渣（埋立処分）	t/年	0	0	0	0	0	
			処理残渣（資源化）	t/年	159	157	149	146	145	
		資源化		t/年 g/人日 %	1,945 164 21.9%	1,947 166 22.3%	1,924 165 22.9%	1,886 163 22.8%	1,885 163 23.0%	
				(家庭系の%)	%	30.5%	30.9%	31.2%	31.3%	31.5%
	(集団回収除く)			t/年 g/人日	1,407 119	1,432 122	1,422 122	1,411 122	1,410 122	
	直接資源化		収集資源ごみから	t/年 g/人日	631 53	667 57	666 57	662 57	662 57	
			家電製品	t/年	49	47	47	46	46	
	その他の資源 化施設から		収集資源ごみから	t/年	617	608	607	603	603	
			焼却処理から	t/年	159	157	149	146	145	
	集団回収		t/年 g/人日	489 41	468 40	455 39	429 37	429 37		
			その他の施設（収集不燃ごみ）	t/年 t/日	242 0.7	240 0.7	239 0.7	238 0.7	238 0.7	
	最終処分		直接埋立	不燃ごみ	t/年	1	2	2	2	2
		その他		t/年	6	6	6	6	6	
		埋立処分	t/年	235	232	231	230	230		
	最終処分	直接埋立	収集不燃ごみから	t/年	1	2	2	2	2	
			収集その他	t/年	6	6	6	6	6	
		処理 残渣	処理残渣埋立	t/年	236	232	231	230	230	
焼却処理残渣			t/年	0	0	0	0	0		

## 第4節 ごみ排出抑制・再資源化促進のための方策

### 1 ごみ処理の基本理念

廃棄物の処理は長年公衆衛生の向上を目的としてきましたが、その後、公害問題と生活環境の保全を経て、循環型社会の構築へと変遷してきました。

全国的には人口の急激な増加と高度成長期のごみ量の急激な増加は平成12年度をピークに減少傾向に転じています。しかしながら、本町の傾向は必ずしも全国的な傾向と一致するものではありません。

廃棄物問題では、単にごみ排出量の増減や、排出されたごみの処理にとどまらず、商品の生産、流通、消費という流れの各段階において、廃棄物の発生を抑制するための施策を講じていく視点を持つことも重要です。

そのためには、町民一人ひとりのライフスタイルや事業者の経営姿勢に深く関係する問題として捉えていかなければなりません。

また、ごみの減量対策に加え、近年世界的な課題となっている、食品ロスの削減対策、プラスチック類への対策についても、本町としての取組を検討していかなければなりません。

今後は、将来にわたって持続的に発展可能な社会を形成するため、①廃棄物の減量、②資源の循環的な利用（再使用、再生利用）、③適正処分の確保等により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減することにより、自然環境を保全する循環型社会への転換が求められています。

そこで、本計画の基本理念を次のとおりとします。

**持続可能な循環型社会の環の構築を目指す**

### 2 ごみ処理の基本方針

#### 基本方針1：各主体及び協働で食品ロスの削減に取り組む

ごみ減量や循環型社会の構築を目指す中で、本計画では世界的な課題として取り挙げられている食品ロスの削減の取組を強化・拡充し、様々な施策に取り組めます。

#### 基本方針2：基本的なごみ出しルールを遵守する

廃棄物処理法による国民の責務は「①廃棄物の排出を抑制すること。②再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図ること。③廃棄物を分別して排出すること。④廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力すること。」です。これまで以上に、ごみの排出抑制やごみの分別の遵守などを積極的に推進します。

#### 基本方針3：安全・安定したごみ処理のため、ごみ処理経費の適正負担を検討する

本町は町内にごみ処理施設を有していないことから、ごみ問題への意識が希薄に

なる懸念があります。そこで、安全・安定したごみ処理を継続していくために、ごみ処理経費の適正負担の在り方を検討します。

### 3 目標達成のための施策

#### (1) 家庭系ごみ

本計画の減量目標は、食品ロスの削減を重点に取り組むことで設定しています。

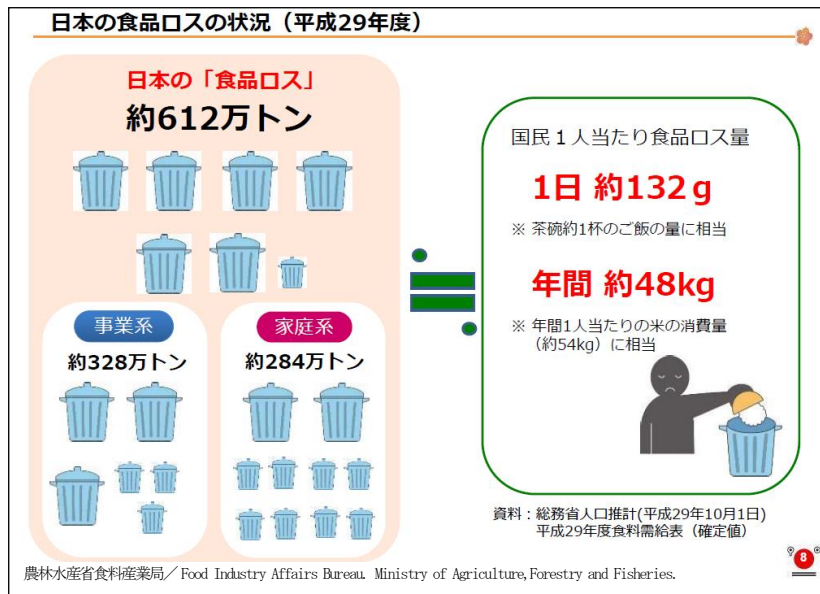
日本の1人当たりの食品ロス量は1年で約48kg(図2-12)です。これは1人当たりが毎日茶碗一杯分のご飯を捨てているのと同じ量になります。

持続可能な開発目標(SDGs)に食品ロスに関する目標(ターゲット)があります。

#### SDGs 目標 12 (持続可能な生産・消費) のターゲット 12.3

2030年までに2015年に比べ、小売や消費レベルで、世界全体の一人当たりの食料廃棄物を半減させ、収穫後の損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

※サプライチェーン：製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れのこと。日本語では「供給連鎖」といわれている。



資料：食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢 令和2.12 農林水産省

図 2-12 日本の食費ロスの現状 (平成 29 年度)

各家庭での食品ロス削減の取組が、環境問題や世界の食料問題などを考えたりするきっかけとなることで、ごみ減量以外への効果も期待できます。

#### ① 町民の役割

食品ロスの削減には、一人一人が意識して、食品ロスの削減を目指すことが大切です。家庭においてどの程度食品ロスが発生しているかを把握することが重要です。現在発生している食品ロスの減らせる部分がどこかを分析し、取り組むことが、効率的な食品ロスの削減につながります。



表 2-12 取組メニュー

食品ロスの原因		日常生活でできる工夫
直接廃棄	買いすぎ	買い物に出かける前に冷蔵庫の中などの在庫を確認しましょう。 また、「安いから」という理由で安易に買いすぎる前に、食べられるかを確認しましょう。
	長持ちしない保存方法	長期間保存する場合には、インターネットなどで適切な保存方法を検索してみましょう。 食材が長持ちするだけでなく、美味しさの維持にもつながります。
	レシピを知らなくて食材を調理しきれない	インターネットなどでレシピを検索してみましょう。
	贈答品でもらった食べ物が好みでない	フードバンクなどへの寄付やお裾分けを検討してみましょう。 また、自分が贈る場合には相手の好みも踏まえて贈り物を選びましょう。
食べ残し	作りすぎ	食べられる分だけを作るようにしましょう。 また、食べきれなかったものは冷凍するなど、悪くなりくいような保存方法を工夫してみましょう。
	放置していて忘れていた	冷蔵庫の中などの配置方法を工夫してみましょう。
	好き嫌い	嫌いな物でも残さず食べきる習慣をつけましょう。
	料理の失敗	次は失敗しないように！
過剰除去	調理技術の不足	頑張って上達してください！
	過度な健康志向	残留農薬のリスクを避けることは大事ですが、実はそんなに怖がらなくてもいいかもしれません。 農薬のリスクなどについて、情報を得てみましょう。

資料：食品ロスを減らすために、私たちにできること 環境省

### ②事業者の役割

事業者の役割として、家庭系の食品ロス削減のための町民の取組を支援します。


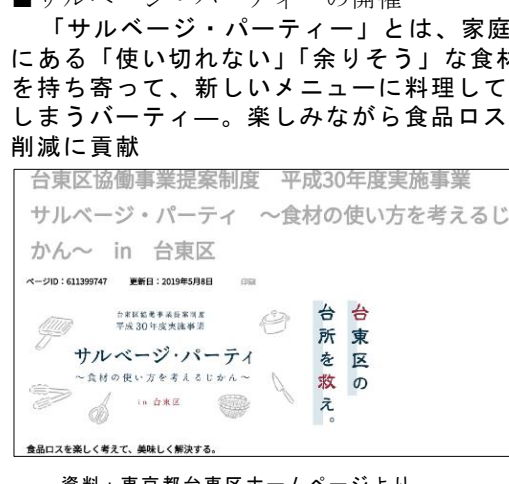
表 2-13 事業者の取組例

業 種	取 組
食品製造業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造方法の見直しや容器包装の工夫等による賞味期限の延長</li> <li>・ 消費実態に合わせた容量の適正化</li> <li>・ 年月表示化など賞味期限表示の大括り化 など</li> </ul>
食品卸売 ・ 小売業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品の保存方法の紹介</li> <li>・ エコクッキングの紹介</li> <li>・ レシピの紹介</li> <li>・ 旬の食材の紹介</li> <li>・ 消費者への賞味期限の啓発</li> <li>・ 小分けや少量販売 など</li> </ul>
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者に対する自らの取組の情報提供や啓発の実施 など</li> </ul>

### ③町の役割

町の役割として、家庭系の食品ロス削減のための町民、事業者への啓発及び取組を支援します。

表 2-14 本町における取組と他事例

	取 組
本町の取組	<p>■フードバンク等への協力 本町ではフードバンクふじのくにの活動に協力 [フードドライブの開催等をホームページで紹介] [フードバンクふじのくにの活動]</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div data-bbox="287 392 790 627"> <p>フードドライブの開催日程</p> <p>開催期間 令和3年1月4日(月)から1月31日(日)までの開庁日・開館日 8時30分から17時15分まで</p> <p>受付場所 清水町役場 1階 福祉介護課窓口(清水町堂庭210-1) 町地域交流センター(清水町堂庭6-1) 町防災センター(清水町徳倉1603-40) 町福祉センター 1階 社会福祉協議会(清水町堂庭221-1)</p> </div> <div data-bbox="805 392 1380 627"> <p>構築されているスキーム</p>  <p>行政 社会福祉協議会</p> <p>食品寄贈</p> <p>食品希望者へ届く</p> </div> </div> <p>資料：フードバンクふじのくにより</p>
本町の取組	<p>■学校における食育の推進 第2次清水町食育推進計画を策定</p> <div style="display: flex;"> <div data-bbox="287 728 829 996"> <p>[基本理念] ～みんなで食育大行進～ 食育でつなぐ明日への元気</p> <p>[4つの柱] ①・食への関心を深める食育 ②・みんなで育む食育 ③・ずっと健康でいるための食育 ④・町全体で進める食育</p> </div> <div data-bbox="853 683 1380 1064">  <p>第2次清水町食育推進計画 ～みんなで食育大行進～</p> <p>食育とは? ・生活としての食育として、栄養、健康及び地域の活性化を図るための食育 ・食育は食生活の改善を通じて、食の安全・安心、食の楽しさを広げ、食生活の向上を図ることを目指す。 ・食育は食生活の改善を通じて、食の安全・安心、食の楽しさを広げ、食生活の向上を図ることを目指す。 (資料基本より)</p> </div> </div> <p>資料：消費者庁ホームページより</p>
その他の取組例	<div style="display: flex;"> <div data-bbox="287 1086 829 1512"> <p>■食品ロス削減マニュアルの配布 家庭で食品ロス量を計り、その原因のタイプ別に実践のすすめポイントを紹介したチェックシートが付いた冊子を作成・配布</p>  <p>資料：消費者庁ホームページより</p> </div> <div data-bbox="853 1086 1380 1512"> <p>■「ローリングストック法」の紹介 食品ロスにしない備蓄の方法として、ふだん食べている食品を少し多めに買い置きし、食べたその分を買い足していく「ローリングストック法」を紹介した啓発資料を作成・公表</p>  <p>資料：消費者庁ホームページより</p> </div> </div>
	<p>■食品ロスの実態調査 食品ロスの削減を指標とするにあたり、現状を把握把握するためのツールを環境省が作成</p> <div style="display: flex;"> <div data-bbox="287 1534 829 2038"> <p>2.1 食品ロスを把握する目的の整理</p> <p>2.2 調査実施計画の検討 (1) 食品ロスの分類項目・調査項目の検討 (2) 調査対象地域の検討 (3) 試料の採取地点の検討 (4) 試料の採取方法の検討 (5) 試料の採取量の検討 (6) 分類作業の実施場所の検討 (7) 記録フォームの作成 (記録表/入力フォーマット)</p> <p>2.3 ごみ袋の開袋・分類調査の実施 (1) 試料の採取 (2) 試料の計測(重量・容積) (3) 食品ロスの分類 (4) 分類後の計量・記録</p> <p>2.4 調査結果のとりまとめ</p> <p>資料：家庭系食品ロスの発生状況の把握のための ごみ袋開袋調査手順書 環境省</p> </div> <div data-bbox="853 1534 1380 2038"> <p>■サルベージ・パーティーの開催 「サルベージ・パーティー」とは、家庭にある「使い切れない」「余りそう」な食材を持ち寄って、新しいメニューに料理してしまうパーティー。楽しみながら食品ロス削減に貢献</p>  <p>台東区協働事業提案制度 平成30年度実施事業 サルベージ・パーティー ～食材の使い方を考えるじかん～ in 台東区</p> <p>ページID: 611399747 更新日: 2019年5月9日</p> <p>台東区 を 救 え る</p> <p>食品ロスを減らして、美味しく食べる。</p> <p>資料：東京都台東区ホームページより</p> </div> </div>

## (2) 事業系ごみ

事業所から排出されるごみの処理は事業者の責任で適正に処理しなければなりません。本町では、事業系のごみは各事業者が町の許可業者と契約して排出しますが、事業系のごみ排出量は増加傾向にあります。

事業系ごみの減量目標は食品ロスの削減、ペーパーレス化の推進、資源可能物の分別の徹底など啓発・指導により可燃ごみ排出量を10%削減することと設定しています。

ここでは、食品ロスの削減を中心に記載します。

### ①事業者の役割

事業者が自らの食品ロス削減のための取組例を表 2-15 に示します。

表 2-15 事業者の取組例

業 種	取 組
食品製造業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 需要予測の高度化や適正受注の推進</li> <li>・ 原料の無駄のない利用、製造・出荷工程の適正管理・鮮度保持</li> <li>・ 食品の端材や型崩れ品の有効活用</li> <li>・ 製造方法の見直しや容器包装の工夫等による賞味期限の延長</li> <li>・ 年月表示化など賞味期限表示の大括り化 など</li> </ul>
食品卸売 ・ 小売業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厳しい納品期限の緩和</li> <li>・ 需要予測の高度化や適正受注の推進</li> <li>・ 売り切りの取組（値引き・ポイント付与等）</li> <li>・ 季節商品の予約制等需要に応じた販売の工夫 など</li> </ul>
外食産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 天候や日取り等を考慮した仕入れ等</li> <li>・ 小盛りメニューや消費者の要望に応じた量の調節等</li> <li>・ おいしい食べきりを呼びかける「3010 運動」等の実施</li> <li>・ 残った料理の持ち帰り（消費者の自己責任が前提） など</li> </ul>
農林漁業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規格外や未利用の農林水産物の有効活用 など</li> </ul>
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品ロスの状況と削減の必要性の理解</li> <li>・ 消費者に対する自らの取組の情報提供や啓発の実施</li> <li>・ 食品廃棄物等の継続的な計量</li> <li>・ サプライチェーンでのコミュニケーションの強化</li> <li>・ 包装資材に傷や汚れがあったとしても、商品である中身が毀損していなければ、そのまま販売（輸送や保管に支障を来す場合を除く。）</li> <li>・ フードシェリングの活用</li> <li>・ フードバンク活動への理解、未利用食品の提供</li> <li>・ 食品ロス削減に向けた組織体制の整備</li> <li>・ 国や自治体の施策への協力 など</li> </ul>

### ②町民の役割

事業者の取組を理解し支援します。

表 2-16 町民の取組

取 組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品ロス削減に取り組む事業者の商品、店舗等を積極的に利用等</li> <li>・ 期限表示を理解し、使用時期を考慮して購入（手前取り、見切り品購入）</li> <li>・ 欠品を許容する意識を持つ</li> <li>・ 食べきれる量の注文、「3010 運動」の実践</li> <li>・ 残った料理の自己責任で持ち帰り など</li> </ul>

### ③町の役割

事業者が行う積極的な食品ロス対策について、ホームページや広報紙で活動内容を紹介するとともに、取組の重要性を町民に啓発します。

## 4 ごみの排出抑制と減量化の方策

### (1) 町の役割

#### ①連携体制の構築

ごみの減量化を推進していくためには、行政と各種団体の協力のもと、農業・商工業・廃棄物関係業者等と連携し、実行していく必要があります。そのため、連携体制の構築についても検討していきます。

#### ②啓発活動の推進

- ごみ減量化の基本的な方策は、ごみの排出をいかに少なくするかということです。本町のごみ排出量は全国と同規模の自治体と比べ少ない方ですが、さらに、町民・事業者に対する意識改革・意識高揚を図るための啓発活動について、広報等によって定期的に実施していきます。
- 循環型社会を形成するためには、ごみの減量化や資源のリサイクルといった様々なごみ問題について、町民一人ひとりの行動が非常に重要となります。そこで、家庭教育、学校教育、社会教育等の場において環境教育を実施し、意見交換会・シンポジウム等により意識の高揚を図ることを検討していきます。
- パンフレットやポスター等を作成し、町民や事業者に配布するとともに、スマートフォンのアプリ等を活用し、ごみ分別、減量化等の情報提供の方法も検討していきます。

#### ③ごみ減量化の推進

容器包装リサイクル法の対象である資源ごみの収集等については、分別収集計画に基づいて実施するものとしますが、今後は資源ごみの収集対象品目を拡大することによるごみの減量化及び再資源化についても検討していくものとします。

ただし、本町ではこれまで、ごみの減量化を強く推進してきたことから、平成30年度のごみ1人1日平均排出量は全国平均及び静岡県 averages よりも少なくなっています。

今後は、食品ロス削減を重要課題とし、「食品ロス削減推進計画」の策定を検討するとともに、対策を進めていきます。

#### ④集団資源回収の推進

町民が主体となって実施する集団資源回収は、資源化率の向上だけでなく、子ども達の身近な環境教育の一環として、また、ごみの資源化について関心を持つ機会を定期的に提供することにより、ごみに対するリサイクル意識の高揚などが期待できる優れた資源化施策であると考えられます。

集団資源回収活動は、地域の自主活動の促進とごみ減量化・再生利用の促進についても期待できることから、今後も集団資源回収の支援等を継続していきます。

#### ⑤ごみ処理経費の適正な町民負担の検討

本町の指定袋制は単純指定袋制であり、ごみ処理の有料化を導入しているものではありません。

今後、更なるごみの減量化の推進や、ごみ処理経費の適正負担などの観点からごみ処理有料化の導入を検討します。

### (2) 町民の役割

#### ①無駄のない食生活の推奨

必要な分だけの食材等を購入することにより、賞味期限切れ等で廃棄しなければならない食品を無くしていきます。また、料理方法等を工夫し、生ごみとして出る物を可能な限り少なくしていくことが必要です。

#### ②使い捨て型ライフスタイルの転換

ごみの減量化や再生利用の必要性を認識するとともに、実行する主役は町民一人ひとりであることを自覚し、使い捨て型ライフスタイルを見直すものとします。

これには、物を大切にし、無駄をなくす工夫をするとともに、リフォーム（作り変え）などによる再利用に努めることが必要です。

また、商品購入や物品の廃棄にあたっては、環境に対する影響を考慮し、さらに買い物にはメモ等を持参して計画的に購入するなど、使い捨て商品の購入をなるべく控えるとともに、レンタル品などの活用も効果的です。

また、買い物袋（マイバッグ）の利用や、簡易包装商品の選択なども重要です。

#### ③物を大切に使う

物を大切に使い、長く利用することや、より耐久性の高い商品を選び、故障しても修理して使うこと等により、なるべくごみとして出さないことを心掛けることが大切です。

また、不用となった物については、他の活用法を考えることも重要です。

#### ④資源ごみの分別収集への協力

資源ごみのリサイクル処理の効率化などについて関心を持ち、住民団体等が実施する資源ごみの集団資源回収に協力することが重要です。

#### ⑤ごみの出し方

ごみ出しのマナーを遵守し、モラルの向上に努めます。

### (3) 事業者の役割

事業者は商品の供給者の立場だけでなく、その活動において物を大量に消費し、廃棄することが必要となる場合もあることから、これらのごみの減量化・資源化に対する役割は非常に重要なものとなってきています。

そのため、次の事項について積極的な取組を展開していく必要があります。

#### ①事業者主体による積極的な取組

- 事業活動に伴って発生するごみは、原則として減量化・再資源化等により、自らの責任で適正に処理します。
- 事業系ごみの資源化ルートを確立するとともに、リサイクルの推進や分別排出等について、従業員のごみ処理に対する意識の高揚を図ります。
- 販売店は、過剰包装防止に努め、買い物袋（マイバッグ）の持参を推奨（優遇措置を講じる等）し、レジ袋の使用などを削減します。
- 容器包装リサイクル法を遵守します。
- 使い捨て商品になるべく作らないようにします。
- 食品廃棄物の水切りを徹底することなどにより、ごみの減量に努めていきます。

### 5 ごみの資源化に係る方策

資源化の再生利用は、町民による分別排出、民間業者への委託により実施しています。今後、効率的で良質な再生利用を実現していくため、次の方策を実施していくとともに、将来的に予想される容器包装リサイクル法の改正等に対しても、柔軟に対応していくものとします。

#### （１）町の役割

##### ①安定した資源化ルートの確保

町民により分別排出された資源ごみについては、町内の資源化事業者等の協力を得て効率的かつ適切な処理ルートを確認します。

##### ②不用品交換事業等の推進

ごみとして排出されるものの中には、まだ十分に使用できるものや、修理すればまた使用可能な状態になるものも含まれています。また、引越などによって排出される不用品となった家具、家電製品、衣類といったものについても、欲しい人に譲ることができれば資源の再利用となります。

そのため、フリーマーケットなどの開催や、不用品情報コーナーを設けることにより、町民が不用品の交換等を効率的に行えるよう、情報や場所の提供等について検討します。

##### ③再生商品等の利用促進

家庭や事業所で使用するノート類や印刷物及びコピー用紙等については、再生品あるいは環境にやさしいエコマーク商品若しくはその同等品を利用するよう広報やイベント等で啓発していきます。

#### （２）町民の役割

##### ①再生商品等の利用促進

日常生活で利用する品に再生品を購入使用することがリサイクル（再生利用）に繋が

ることを理解し、紙製品等は再生品あるいはエコマーク商品を積極的に活用するとともに、詰め替え商品等を優先的に選択し、利用します。

#### ②資源回収等への協力

集団資源回収への協力や、リターナブル（再利用）びんを活用するとともに、商店等が実施する紙パック容器や食品トレイ等の資源回収にも積極的に協力します。

#### ③不用品交換事業等の利用促進

物を大切に使い、修理して再利用に努めるとともに、それでも不用となった商品についてはフリーマーケットなどの不用品交換会や販売会を活用します。

#### ④使用頻度の少ない商品の購入抑制

使用頻度が少ないと思われる商品などは、レンタルショップ等を活用します。

### （3）事業者の役割

#### ①再生商品等の供給

再生資源を原材料として用いた製品の供給を検討あるいは拡大するとともに、詰め替え商品やリターナブルびん等の製造・販売を積極的に進めていきます。

#### ②再生商品等の利用促進

使用する事務用品や日用品等については、再生商品やエコマーク商品をできる限り利用します。

#### ③資源ごみの回収ルートの構築

事業者は販売ルート等を通じた回収システムを確立するとともに、紙パック容器や食品トレイなどの回収を実施します。

## 第5節 ごみの適正な処理等に関する基本的事項

ごみの発生量や性状だけでなく、町勢も考慮し、効率的かつ経済的で、長期的に安全・安心できる処理方法を確立するため、収集・運搬計画、中間処理計画及び最終処分計画について、それぞれ定めるものとします。

### 1 収集・運搬計画

- ごみを迅速かつ衛生的に処理するため、地域的な偏りのない、効率的で適切な収集体制を構築し、それを維持することにより住民サービスの向上を図ります。
- ごみの収集・運搬は、ごみステーション（集積所）方式を継続し、委託により行うものとします。なお、ごみの分別区分及び収集回数は原則的に現行制度を維持するものとしますが、必要に応じて見直します。
- 感染性廃棄物などの特別管理廃棄物については、本町では処理できないことから、事業者の責任において収集専門業者、中間処理専門業者、最終処分専門業者に委託し、適正処理を実施します。
- 収集・運搬するごみの種類は、資源化設備や人的体制などに関係するため、容器包装リサイクル法等の各種関連法に基づいた分別収集計画を策定し、計画的に質、量

ともに拡大することを検討します。

## 2 中間処理計画

本町では現在中間処理として、可燃ごみの焼却処理、不燃、粗大ごみ及び資源ごみの一時保管、再生資源化等を委託で実施しています。

焼却処理はごみの減容化など最終処分される量を可能な限り低減すること、また有害物質の無害化や腐敗物の安定化などができる技術で、現在の処理方法を基本としたごみの適正処理を継続していきます。

本町は町内に中間処理施設を整備していないことから、今後も近隣市町との広域化による適正処理の推進及び民間の資源化業者等と連携し、安全・安定した処理を確保します。

## 3 最終処分計画

本町では、最終処分場を所有しておらず、民間の最終処分場に処理を委託しています。最終処分計画の策定にあたっては、民間施設を活用していることを踏まえ、適正処分を継続していくために、年度ごとにごみの排出抑制、資源化・再生利用や、中間処理などによる減量化及び減容化を勘案し、最終処分の対象となる処理残渣等を予測し、計画的に処分していきます。

## 第6節 ごみの処理施設の整備に関する事項

本町のごみ処理は、そのほとんどを委託による処理としており、将来的にも現状を維持する計画であること、町内にごみ処理施設建設のために適当な用地がないことから、町単独でごみ処理施設を建設する計画はありません。

現在、沼津市に処理を委託している中間処理施設の概要は表 2-17 に示すとおりで、昭和 51 年稼働からすでに 40 年以上が経過し、老朽化と耐震性が課題となっており、沼津市では新たな中間処理施設整備の計画が進んでいます。

そのため、本町でも将来的にも現在と同様に、効率的かつ経済的なごみ処理が実施できるように、ごみの減量や分別の徹底など、適正処理を実施していくものとします。

表 2-17 中間処理施設の概要

名 称	沼津市清掃プラント
処理方法	全連続燃焼式ストーカ炉
処理能力	300t/日 (150 t /24 h × 2 炉)
竣 工	昭和 51 年 11 月



## 第7節 その他処理に関し必要な事項

### 1 適正処理困難物等の対応方針

本町で収集・受入れしないごみは、適正処理困難物として廃棄物処理法第6条3に基づき指定された

- ① 廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。）
- ② 廃テレビ（25型以上の大きさのものに限る。）
- ③ 廃電気冷蔵庫（250リットル以上の内容積を有するものに限る。）
- ④ 廃スプリングマットレス

と、本町で適正な処理が困難であると指定している表2-18に示す品目となっております。

適正処理困難物は原則として収集しないものとし、これらの品目はできる限り販売店や製造業者等に依頼して処理する方針となっており、将来的にも同様とします。

表 2-18 本町で収集しないごみの種類（再掲）

主な品目	対処方法等
タイヤ	交換した所(スタンド、修理工場等)で引き取ってもらう
バッテリー	
廃油(灯油、ガソリン、オイル)	
プロパンボンベ	購入先へ相談して処理する
農薬などの薬品類	
農業用ビニール	産業廃棄物。購入したところで引き取ってもらう
農機具	販売店、専門業者に問い合わせる
土石、肥料	
自動車、バイク(部品を含む)	
たたみ	
消火器	販売店、消防署に問い合わせる
ペンキ	販売店、専門業者に問い合わせる。空き缶は資源ごみへ
コンクリートブロック、フェンス等の建築廃材	専門業者に問い合わせる
テレビ、エアコン、洗濯機(衣類乾燥機)、冷蔵庫	買い換え時に電気店に相談する
パソコン	製造メーカー、または一般社団法人パソコン3R推進協会に問い合わせる
事業所系 <sup>※</sup> 、医療系ごみ	自営を含め、事業に伴って排出されるごみは事業主の責任で適切に処理する

※事業系一般廃棄物（可燃系）は、許可業者による収集（沼津市クリーンセンターで焼却）

### 2 特別管理一般廃棄物の対応方針

特別管理一般廃棄物は、廃棄物処理法第2条3により、「一般廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの」が定められています。特別管理一般廃棄物は表2-19に示すとおりです。

表 2-19 特別管理一般廃棄物の一覧

主な分類	概要
P C B 使用部品	廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれる P C B を使用する部品
廃水銀	水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀
ばいじん	ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん
ばいじん、燃え殻、汚泥	ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を 3 ng/g を超えて含有するもの
感染性一般廃棄物*	医療機関等から排出される一般廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの

\*：排出元の施設限定あり

資料：廃棄物処理法施行令第 1 条

これらの特別管理一般廃棄物については、法令に規定された適正な処理を行うものとします。特に感染性廃棄物は本町では処理できないため、各医療機関が処理専門業者に委託して処理を行っており、将来的にも同様とします。

### 3 清水町ごみ減量等推進委員制度などの活用

本町では廃棄物処理法第 5 条 8 に規定されている廃棄物減量等推進員に準じる「清水町ごみ減量等推進委員」及び清水町環境美化条例による「清水町環境美化推進委員」制度を設けており、主な活動内容としては表 2-20 に示すとおりです。

ごみの分別排出の徹底などによるごみの減量化や、集団資源回収などは地域における活動がリサイクルの推進のために重要となります。

ごみとなるものを減らす排出抑制や適正なごみの排出方法について町民に対する適切な周知、活動への協力を要請すること、さらに今後の高齢社会を踏まえた、ごみ分別・排出弱者への対応（提言）が求められます。

これらの活動を行う清水町ごみ減量等推進委員及び清水町環境美化推進委員制度は、町民全体によるごみ減量やリサイクル活動、本町の施策に対し、町民と町をつなぐ効果的な制度であり、今後も積極的にこれらの制度を活用していく方針です。

表 2-20 ごみ減量等推進委員及び環境美化推進委員の主な活動内容

名称	主な活動内容
ごみ減量等推進委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物の減量事業に関する基本的事項</li> <li>・一般廃棄物の処理に関する基本的事項</li> <li>・その他、町長が必要と認める事項</li> </ul>
環境美化推進委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみのポイ捨て、飼い犬のふんの放置等の条例違反者への指導</li> <li>・ごみの散乱状況等の調査報告</li> <li>・環境美化の推進及び啓発</li> <li>・その他、町長が要請する事項</li> </ul>

## 第8節 災害廃棄物対策

災害廃棄物の処理は市町村に処理責任があります。災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための平時の備え、応急対策、復旧・復興対策についての詳細は、「清水町災害廃棄物処理計画」で定めています（平成29年3月策定）。

### 1 基本的な考え方

災害により生じた廃棄物（災害廃棄物）は、人の健康や生活環境に重大な被害を生じさせるものを含む恐れがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生への支障を防止する観点から、その適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理する必要があります。災害廃棄物の処理においては、環境負荷の低減、資源の有効利用の観点から、可能な限り分別、選別、再生利用等によりその減量を図り、災害廃棄物の適正な処理が確保されるよう、最終処分量を低減させる必要があります。

### 2 各種計画を踏まえた災害廃棄物処理計画の見直し等

本町は生活環境の保全と公衆衛生上の支障の防止の観点から、災害廃棄物を含む町内の一般廃棄物についての処理責任を有しています。平時から、災害対応拠点の視点から施設整備や関係機関・団体との連携体制の構築、災害廃棄物処理に係る訓練等を通じて、災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備を図ります。

その際、国の関連計画や「災害廃棄物対策指針」、「清水町地域防災計画」等との整合を図りつつ、災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、災害発生時に備え策定した災害廃棄物処理計画を、適宜見直します。

災害廃棄物処理計画には、仮置場の確保、廃棄物（有害な廃棄物や危険な廃棄物等の処理困難物を含む）の分別及び処理方法、さらに周辺の市町村や民間事業者等との連携・協力体制の整備等の災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために必要となる事項が定められています。なお、同計画の見直しの際には、新しい知見や経験、科学的な情報を踏まえたものとします。

### 3 災害時における一般廃棄物処理事業の継続性の確保

発災時には、災害廃棄物のみならず、通常一般廃棄物の処理が継続的かつ確実に実施されることが、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から極めて重要です。

本町においては、平時の備えとして、災害時において一般廃棄物処理事業を滞りなく継続するため、廃棄物の収集・運搬体制、処理実施体制、指揮命令系統、情報収集・連絡・協力要請等の方法・手段等の事業継承計画を検討し、災害廃棄物処理計画等に反映するとともに、組織としての事業継続能力が維持・改善されるよう、継続的な取組が必要です。その際、地域の実情に応じて、他の市町村や民間事業所との連携等による広域的な取組についても推進します。

## 第9節 適正処理困難物等の処理

表 2-2 に示しました本町で収集しない廃棄物については、それぞれのルートで処理をするように今後も啓発に努めるとともに、それぞれの引取り、処理、処分事業者についても一層の協力を求めます。

また、処理に困った町民の不法投棄の要因とならないように、行政における案内の強化に努めます。

## 第10節 計画の進行管理

### 1 計画推進体制

一般廃棄物処理計画は、資源循環に係る様々な施策を多岐にわたって展開するための基礎となる計画です。計画を進め、目標の達成を目指していくには、町民・事業者・行政は、各々の役割に応じて積極的・自発的に取り組む必要があります、三者の協働、連携が必要です。

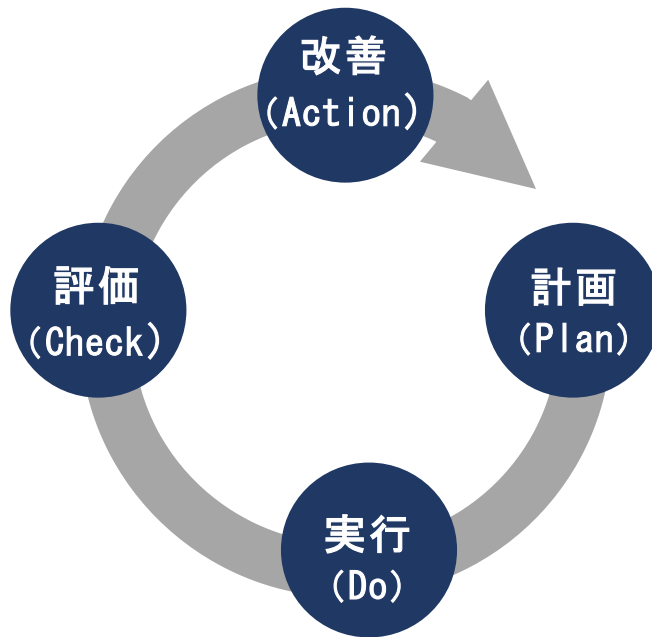
### 2 進行管理

先に定めた目標を達成するため、計画の各段階において進捗状況を点検・評価し、その評価結果を本町のホームページに公開し、町民、事業者で目標値の達成状況、施策の進捗状況の共有化を図ります。

計画の進捗状況を各施策について毎年点検し、目標達成に向けた取組状況や目標の達成度について評価し、問題点について整理します。これにより、次年度に向けた事業の課題を明確に把握し、必要に応じて基本計画及び実施計画の見直しを行います。

また、町民や事業者の取組や活動を把握するとともに、寄せられた情報や意見についても検討していきます。

一般廃棄物処理基本計画を有効に機能させるために、PDCAサイクルの構築が必要です。



年度毎の点検内容	
個別施策	計画全体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な取組 （町民・事業者・行政）</li> <li>・推進状況</li> <li>・次年度の目標と課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設間の調整</li> <li>・重点施策等の検討</li> <li>・関連事業、計画との連携</li> <li>・国、県、町との連携</li> </ul>

図 2-13 一般廃棄物処理計画におけるPDCAサイクル（イメージ図）

### 第3章 生活排水処理基本計画

#### 第1節 生活排水処理の現況

し尿くみ取世帯や単独処理浄化槽世帯では、台所、洗濯、風呂などから排出される汚水（生活雑排水）が未処理のまま身近な公共用水域に放流されるため、水質汚濁の主な原因となっています。

本町は全域が下水道整備計画区域であり、未整備区域の早急な整備を進めるとともに、未接続家屋等の早期下水道接続の推進など汚濁物質の発生源での対策の強化が求められています。

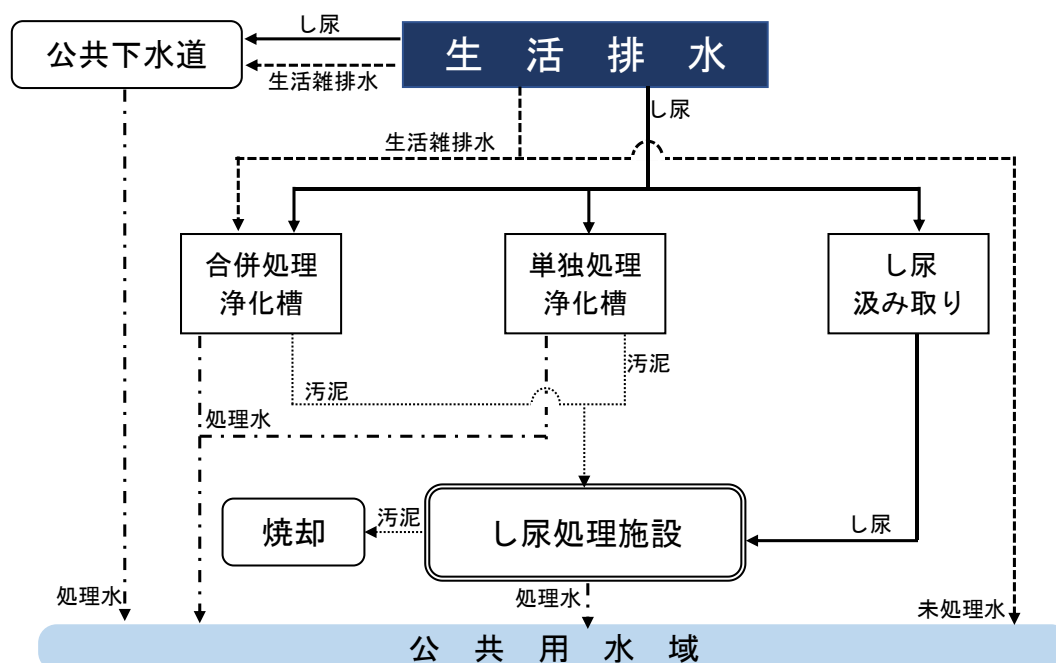
将来的にも公衆衛生の向上及び豊かな自然環境を保全していくため、下水道の普及促進を図り、生活排水の衛生処理を推進し、町民及び事業者の協力のもと、海や河川等の公共用水域の水質汚濁防止に努めていきます。

#### 第2節 生活排水処理体系

生活排水とは、し尿及び生活雑排水の総称で、このうち生活雑排水とは炊事、洗濯、入浴等の日常生活に伴って発生する汚水のことです。

本町における生活排水処理体系の概要は図 3-1 に示すとおりです。

本町から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、沼津市衛生プラント（し尿処理施設）にて処理を行っています。



単独処理浄化槽：トイレの汚水のみを処理し、浄化する浄化槽。浄化槽法により、平成 13 年 4 月 1 日から製造・販売が禁止され、単独処理浄化槽は設置することが不可となっている。  
合併処理浄化槽：トイレ汚水だけでなく台所、風呂等の生活雑排水も一緒に処理する浄化槽。

図 3-1 生活排水処理体系の概要

### 第3節 生活排水処理の現状

#### 1 生活排水の処理形態別人口等の実績

本町における生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥量の実績を表 3-1 に示します。

汚水衛生処理率は、年々上昇し、令和元年度は 69%となっています。

表 3-1 生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥量の実績

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	
生活排水処理形態別人口	(1) 行政区域内人口	人	32,500	32,641	32,614	32,612	32,356
	(2) 処理人口(自家処理を除く人口)	人	32,500	32,641	32,614	32,612	32,356
	(3) 汚水衛生処理人口	人	21,361	21,460	22,323	21,965	22,322
	(4) 公共下水道人口	人	18,496	18,582	19,516	19,287	19,780
	(5) 集落排水施設人口	人	0	0	0	0	0
	(6) コミュニティ・プラント人口	人	0	0	0	0	0
	(7) 合併処理浄化槽人口	人	2,865	2,878	2,807	2,678	2,542
	(8) 未処理人口	人	11,139	11,181	10,291	10,647	10,034
	(9) 単独処理浄化槽人口	人	11,030	11,072	10,187	10,543	9,933
	(10) 非水洗化(くみ取)人口	人	109	109	104	104	101
	(11) 自家処理人口	人	0	0	0	0	0
汚水衛生処理率	%	65.7	65.7	68.4	67.4	69.0	
し尿・汚泥量	(12) くみ取し尿量	kL/年	195	184	190	182	194
	(13) 単独処理浄化槽汚泥量	kL/年	4,552	4,446	4,487	4,522	4,257
	(14) 合併処理浄化槽汚泥量	kL/年					
	(15) 計	kL/年	4,747	4,630	4,677	4,703	4,451

#### 2 収集・運搬の主体

本町におけるし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬の主体は表 3-2 に示すとおりです。

し尿・浄化槽汚泥ともに許可業者による収集・運搬となっています。

表 3-2 収集・運搬の主体

区分	し尿	浄化槽汚泥
主体	許可業者	許可業者

#### 3 し尿処理施設及び施設整備計画等

本町では、し尿・浄化槽汚泥は委託処理を行っており、将来的にも現状を維持する計画であることから、町単独でし尿処理施設を整備する計画はありません。また、本町における公共下水道の整備計画について、平成 30 年 11 月時点での概要を以下に示します。

[公共下水道の整備計画]

- ・狩野川流域下水道関連清水町公共下水道事業計画
- ・清水町公共下水道事業計画

(1) 公共下水道事業整備計画の概要

本町は、柿田川などの公共水域の水質汚濁防止と良好な生活環境の確保や快適で健康的な生活を実現するため、下水道の整備を進めています。

公共下水道全体計画では、令和12年度までに719haを整備する計画となっています。

なお、計画処理区域面積等は表3-3のとおりです。

表 3-3 公共下水道事業計画の概要

処理区域名	計画処理区域面積	計画処理区域内人口	水洗化率	水洗化人口
狩野川流域関連公共下水道 (西部処理区)	519.4 ha	20,050 人	100.0%	20,050 人
狩野川左岸公共下水道 (狩野川左岸処理区)	199 ha	11,100 人	100.0%	11,100 人
三島処理区	0.6 ha	50 人	100.0%	50 人
合計	719 ha	31,200 人	100.0%	31,200 人

(2) 浄化槽設置事業の概要

公共下水道整備計画区域内であっても、公共下水道の供用開始までにある程度の期間が必要と考えられる区域は、合併処理浄化槽の設置を推進します。

4 生活排水処理施設の管理主体等

本町における生活排水処理施設の管理主体の概要は表3-4に示すとおりです。

表 3-4 生活排水処理施設の管理主体等

生活排水処理形態	処理対象	管理主体	し尿・浄化槽汚泥処理施設
公共下水道	し尿・生活雑排水	静岡県	西部浄化センター
		沼津市	南部浄化センター
個人設置型合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	設置者(個人)	沼津市アクアプラザ(衛生プラント)
単独処理浄化槽	し尿のみ	設置者(個人)	沼津市アクアプラザ(衛生プラント)
し尿くみ取便槽	し尿のみ	設置者(個人)	沼津市アクアプラザ(衛生プラント)



## 5 し尿・浄化槽汚泥の処理経費

本町のし尿処理に係る経費の概要は表 3-5 に示すとおりです。

平成 30 年度のし尿等 1 kL 当たりの処理経費（建設・改良費除く）は約 7,400 円/kL となっており、全国自治体の平均 9,100 円/kL（「一般廃棄物処理実態調査結果 平成 30 年度実績 令和 2 年 3 月 環境省」）や静岡県 の平均約 8,700 円/kL（「一般廃棄物処理実態調査結果 平成 30 年度実績 令和 2 年 3 月 環境省」）と比較するとやや低くなっています。ただし、令和元年度をみるとし尿・汚泥処理用が減少しているのに反して、委託費が増加しているため、し尿等 1 kL 当たりの処理経費（建設・改良費除く）は約 8,400 円/kL と高くなっています。

表 3-5 し尿・浄化槽汚泥処理経費

			(千円)				
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0
		中間処理施設	0	0	0	0	0
		最終処分場	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
	調査費		0	0	0	0	0
	小計		0	0	0	0	0
処理及び維持管理	人件費		2,082	1,988	1,921	2,043	2,135
	処理費	収集運搬施設	0	0	0	0	0
		中間処理施設	0	0	0	0	0
		最終処分場	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
	車両等購入費		0	0	0	0	0
	委託費		34,181	33,337	34,141	32,923	35,383
	その他		0	0	0	0	0
	調査研究費		0	0	0	0	0
	小計		36,263	35,325	36,062	34,966	37,518
その他		0	0	0	0	0	
合計			36,263	35,325	36,062	34,966	37,518
し尿・汚泥処理量(kL)			4,747	4,630	4,677	4,703	4,451
1kL当たりの事業費			7.6	7.6	7.7	7.4	8.4
建設・改良費を除く 1kL当たりの事業費			7.6	7.6	7.7	7.4	8.4
し尿・汚泥処理人口(人)			32,500	32,641	32,614	32,612	32,356
1人当たりの事業費			1.1	1.1	1.1	1.1	1.2

## 第 4 節 生活排水処理の課題

本町では、令和元年度時点で、未処理人口（単独処理浄化槽とし尿くみ取便槽の利用人口）が約 1 万人で処理人口の 30%以上を占めています。これらの世帯から発生する生活雑排水が未処理のまま公共用水域に放流されることが、水質汚濁の主な原因とな

ると考えられます。

本町では公共用水域の水質浄化や河川環境の保全を図るため、町全体で下水道の整備を進め、生活排水対策を推進したことから汚水衛生処理率は徐々に上昇しています。今後も公衆衛生の向上を図るとともに、豊かな自然環境を保全するため、これまでの生活排水対策を継続・拡充させていく必要があります。

そこで、本町的生活排水処理の現状から、以下のように課題を整理します。

- 生活排水を経済的、効率的に処理するために、下水道整備計画に基づき、下水道整備の継続と接続率の向上が必要
- 生活雑排水を未処理のまま放流している世帯をさらに減少するため、単独処理浄化槽やし尿くみ取便槽の削減対策の推進が必要
- 浄化槽設置後に定期的に浄化槽法第 11 条に基づく定期検査の確実な実施が必要
- し尿及び浄化槽汚泥については、委託処理を継続

## 第 5 節 生活排水処理の予測

本町的生活排水形態別人口及びし尿・汚泥量の予測結果を表 3-6 に示します。

表 3-6 生活排水処理形態別人口及びし尿・汚泥量の予測結果

区分		実績	予測				
			R1年度	R3年度 初年度	R7年度 中間目標	R12年度 中間目標	R17年度 目標
生活排水 処理 形態 別 人口	(1)行政区域内人口	人	32,356	32,048	31,958	31,789	31,690
	(2)処理人口(自家処理を除く人口)	人	32,356	32,048	31,958	31,789	31,690
	(3)汚水衛生処理人口	人	22,322	24,151	26,756	28,553	31,122
	(4)公共下水道人口	人	19,780	21,970	25,279	27,380	30,391
	(5)集落排水施設人口	人	0	0	0	0	0
	(6)コミュニティ・プラント人口	人	0	0	0	0	0
	(7)合併処理浄化槽人口	人	2,542	2,181	1,477	1,173	731
	(8)未処理人口	人	10,034	7,897	5,202	3,237	569
	(9)単独処理浄化槽人口	人	9,933	7,819	5,151	3,205	563
	(10)非水洗化(くみ取)人口	人	101	78	51	32	6
	(11)自家処理人口	人	0	0	0	0	0
汚水衛生処理率		%	69.0	75.4	83.7	89.8	98.2
し尿・ 汚泥 量	(12)くみ取り尿量	kL/年	194	140	92	57	10
	(13)単独処理浄化槽汚泥量	kL/年	4,257	3,350	2,220	1,467	433
	(14)合併処理浄化槽汚泥量	kL/年					
	(15)計	kL/年	4,451	3,490	2,312	1,524	443

## 第6節 生活排水処理計画

### 1 基本目標

公衆衛生の向上と公共用水域の水質汚濁を防止するため、公共下水道の整備を推進するとともに、し尿収集・処理委託の適切な運用を図っていく必要があります。

そこで、本町では柿田川に代表される豊かな水環境の保全を推進するため、公共下水道施設の整備・普及により生活排水対策を推進しています。

本計画では、前計画の基本目標を踏襲し、生活排水施設を整備するだけでなく、地域住民や事業者が施設を有効に活用していくことにより、三者が一体となってこの清き水のふるさとを保全し、これらを活用できる町へ転換していくことを目標とします。

**基本目標：清き水のふるさとを保全し、活用する町へ**

豊かな自然環境により、町民の暮らしにもうるおいとやすらぎが与えられています。

河川・水辺の水質悪化は、そこに生息する動植物だけでなく、町民にとっても深刻な問題であり、健全な水環境を確保するための対策が急務となっています。

生活排水処理は地域住民によって身近な問題であり、一人ひとりに関心を持ち、水環境の保全に努めなければなりません。

将来的にも良好な水環境を保全し、創造していくことは私たちの役目であり、貴重な財産である水環境をよりよい形で将来に継承していくために、町民・事業者・本町が協働し、それぞれの役割を果たすことによって、水環境への負荷の少ない生活様式へ転換していかなければなりません。

### 2 基本方針

基本目標を達成するために、これまで同様に公共下水道の整備を推進します。

今後の下水道の整備に関して必要な計画は、下水道事業計画で定めています。

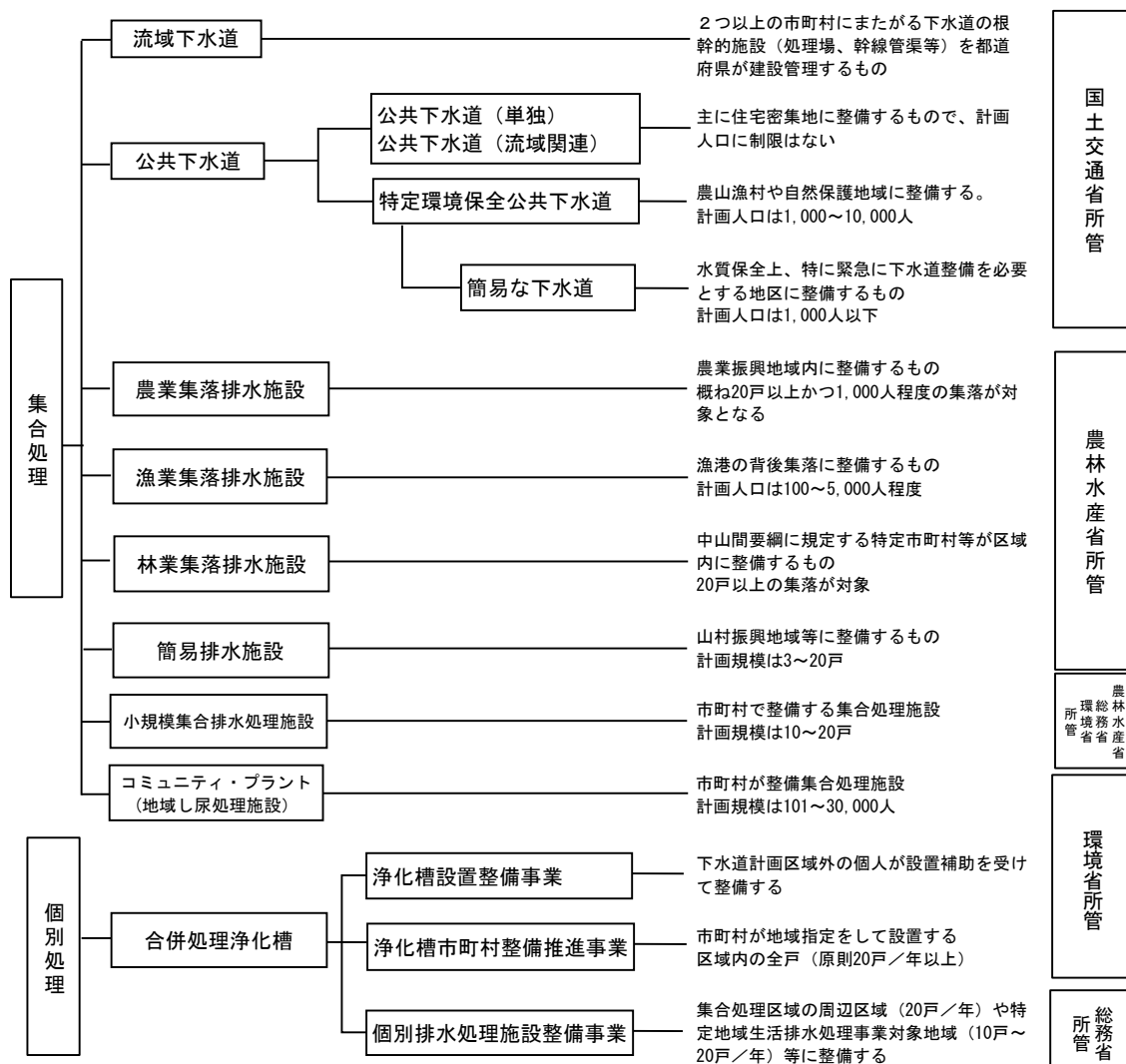


図 3-2 生活排水処理施設体系図

### 3 基本目標達成のための役割

#### (1) 町民・事業者・本町の役割

##### ①町民の役割

町民一人ひとりが、生活排水を排出する当事者であることを認識し、水環境保全の中心的役割を担っていく必要があります。

特に、し尿くみ取世帯及び単独処理浄化槽世帯では、生活雑排水を衛生的に処理するように、地域の生活排水処理施設の整備状況に合わせ、生活排水処理施設への早期接続や合併処理浄化槽への改造等によって生活排水処理の適正化を推進することが重要です。

##### ②事業者の役割

事業活動に伴って発生する油脂類、薬剤、その他の水質汚濁物質については、公共用水域の水質汚濁防止のため、適正な排水処理施設を設置・整備するとともに、事務所等からの生活排水についても、適正な処理をすることが必要です。

### ③本町の役割

本町では、し尿処理施設を整備していないため、し尿・浄化槽汚泥を将来的にも安全かつ経済的に処理するため、近隣市町との広域処理を実施していきます。

また、町民・事業者に対しては、水環境に対する情報の提供や学習の機会を設け、自発的な活用を促進していくことを検討します。

## 第7節 目標達成のための方策

本町では、目標の達成へ向け、次のような施策を推進していきます。

### 1 合併処理浄化槽等における方策

#### (1) 合併処理浄化槽の普及促進

○下水道が整備されるまでに相当の期間を要する区域について、合併処理浄化槽切替を促進していきます。

○既に合併処理浄化槽を使用している世帯に対しては、浄化槽の定期的な保守点検・清掃及び検査の実施について、周知徹底を図ります。

### 2 下水道整備における方策

#### (1) 下水道の利用促進

○下水道の整備が終了し、供用が可能な地域については、早急に下水道へ接続するように指導していきます。

○下水道接続工事に関する補助金の活用について、周知を図ります。

### 3 収集・運搬における方策

#### (1) 収集・運搬体制の効率化

○収集・運搬区域は本町の全域とします。

○し尿及び浄化槽汚泥は、許可業者により効率的に収集を行えるような収集・運搬体制が構築されていることから、これを継続します。

### 4 中間処理・最終処分における方策

#### (1) し尿処理施設での適正処理

下水道等の整備に伴い、し尿、単独及び合併処理浄化槽汚泥量は年々減少すると予測します。

#### (2) し渣・汚泥等の処理・処分

原則的に現状を維持します。

### 5 啓発事業における方策

#### (1) 情報提供の充実

本町では、広報・啓発用チラシ、ホームページなどによって、生活排水処理の重要性や下水道接続に対する町の助成制度の利用促進について継続的かつ効果的に情報を発信していくことを検討します。

#### (2) 家庭でできる対策の周知

本町の自治会等と連携を図りながら、地域説明会等を実施するなどにより、家庭で

きる具体的な対策について周知を図ります。

### (3) 各種イベントの開催

水質汚濁防止や水環境の保全などをテーマとした講演会などを開催し、公共用水域の保全と環境について町民の意識高揚を図ることを検討します。

## 6 環境学習における方策

### (1) 環境学習の推進

水辺の見学会や学習会などを行い、下水道及び合併処理浄化槽などを利用することによる環境保全や、発生源における水質保全対策について学習する機会を増やしていきます。

## 7 災害時における方策

災害発生時においては、必要に応じて仮設トイレを設置することや、収集運搬機材及び一般廃棄物処理施設等の被災状況の把握と、被害箇所の修理を迅速に行うために必要とする機材や人員を確保します。

また、仮設トイレの設置にあたっては、被災地の衛生環境を確保するため、避難場所や被災地域内に設置しますが、設置の際には洋式トイレを優先的に設置するなど、高齢者や障がい者にも配慮します。上水道及び下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合には、速やかに仮設トイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図ります。

## 第8節 生活排水処理施設整備計画

### 1 下水道整備計画

本町における下水道事業は、本町全域において計画されており、将来的にも現行の下水道整備計画を推進します。

整備についての詳細は、下水道事業計画で定めます。

# 資 料 編





## 資料 1 人口予測結果

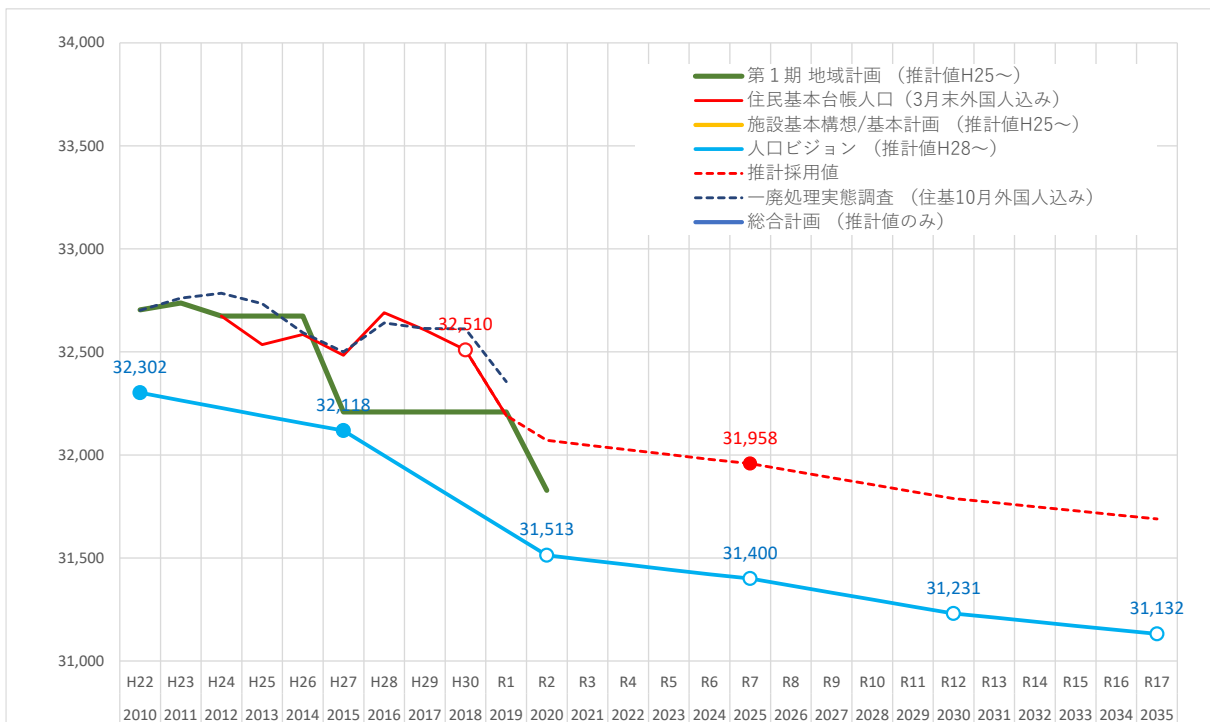
「清水町人口ビジョン 2020年1月」における清水町の将来展望人口を令和元年度の人口実績で補正し、本計画の将来人口としました。

各種人口データの比較【H22(2010)～R17(2035)】

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
第1期 地域計画（推計値H25～）	32,704	32,738	32,674	32,674	32,674	32,209	32,209	32,209	32,209	32,209
住民基本台帳人口（3月末外国人込み）			32,674	32,536	32,585	32,484	32,690	32,606	32,510	32,192
人口ビジョン（推計値H28～）	32,302	32,265	32,228	32,191	32,154	32,118	31,997	31,876	31,755	31,634
<b>推計採用値</b>									<b>32,510</b>	<b>32,192</b>
一廃処理実態調査（住基10月外国人込み）	32,702	32,761	32,785	32,734	32,593	32,500	32,641	32,614	32,612	32,356

※3/31人口は翌月4/1人口を読み替えたもの（統計資料上は基本的に翌年度4月に記載されている人口）

2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
31,828															
31,513	31,490	31,467	31,444	31,421	31,400	31,366	31,332	31,298	31,264	31,231	31,211	31,191	31,171	31,151	31,132
<b>32,071</b>	<b>32,048</b>	<b>32,025</b>	<b>32,002</b>	<b>31,979</b>	<b>31,958</b>	<b>31,924</b>	<b>31,890</b>	<b>31,856</b>	<b>31,822</b>	<b>31,789</b>	<b>31,769</b>	<b>31,749</b>	<b>31,729</b>	<b>31,709</b>	<b>31,690</b>





資料2 現状のまま推移した場合のごみ排出量予測結果

		年度	予測																			
			R2	R3 初年度	R4	R5	R6	R7 中間目標	R8	R9	R10	R11	R12 中間目標	R13	R14	R15	R16	R17 目標				
人口		人	32,071	32,048	32,025	32,002	31,979	31,958	31,924	31,890	31,856	31,822	31,789	31,769	31,749	31,729	31,709	31,690				
家庭系	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	4,097	4,094	4,091	4,099	4,085	4,083	4,078	4,085	4,070	4,065	4,061	4,070	4,056	4,053	4,051	4,059			
			g/人日	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350		
		不燃ごみ	t/年	234	234	234	234	233	233	233	233	233	232	232	232	233	232	232	231	232		
			(直接埋立)	g/人日	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
			t/年	234	234	234	234	233	233	233	233	233	232	232	232	233	232	232	231	232		
			g/人日	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
		プラスチックごみ	(その他資源化施設)	t/年	609	608	608	609	607	607	606	607	605	604	603	605	603	602	602	602	603	
				g/人日	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	
			容器包装プラスチック	t/年	445	445	444	445	444	443	443	443	444	442	441	441	442	440	440	440	441	
				g/人日	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38
			ペットボトル類	t/年	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	69	69	69	70	
				g/人日	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
			その他のプラスチック	t/年	94	94	94	94	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93
			g/人日	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
		その他(乾電池・蛍光管)	t/年	47	47	47	47	47	47	47	47	47	46	46	46	47	46	46	46	46	46	
			g/人日	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
		資源ごみ	(直接資源化)	t/年	667	667	666	667	666	666	664	666	663	663	662	663	662	661	659	662	662	
				g/人日	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57
			(剪定枝を除く)	t/年	234	234	234	234	234	234	233	234	233	233	233	233	233	232	231	233	233	
	g/人日			20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
	金属類		t/年	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	69	69	69	70	70	
			g/人日	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
	ガラス類		t/年	152	152	152	152	152	152	151	152	151	151	151	151	151	151	151	150	151	151	
			g/人日	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	
	古着類		t/年	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
			g/人日	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	
	枝葉類		t/年	433	433	432	433	432	432	431	432	430	430	429	430	429	429	429	428	429	429	
		g/人日	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37		
	廃食用油	t/年	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
		g/人日	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22		
	粗大ごみ	t/年	187	199	199	199	198	210	210	210	209	209	209	209	220	220	220	220	220	220		
			g/人日	16	17	17	17	17	18	18	18	18	18	18	19	19	19	19	19	19		
		粗大ごみ	t/年	187	199	199	199	198	210	210	210	209	209	209	209	220	220	220	220	220		
		g/人日	16	17	17	17	17	18	18	18	18	18	18	18	19	19	19	19	19			
	その他(乾電池・蛍光管)	t/年	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		
		g/人日	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53		
	収集ごみ計		t/年	5,847	5,855	5,851	5,861	5,842	5,852	5,844	5,854	5,833	5,825	5,819	5,833	5,825	5,820	5,815	5,828	5,828		
		g/人日	499	501	501	500	500	502	502	502	502	502	502	502	502	503	503	502	502	502		
	集団回収	t/年	468	468	468	457	455	455	443	444	442	441	429	430	429	429	428	429	429	429		
		g/人日	40	40	40	39	39	39	38	38	38	38	37	37	37	37	37	37	37	37		
		新聞	t/年	176	176	176	176	175	175	163	164	162	162	174	174	174	174	173	174	174	174	
			g/人日	15	15	15	15	15	15	14	14	14	14	15	15	15	15	15	15	15	15	
		ダンボール	t/年	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	58	58	58	58	58	58	58	58	
g/人日			6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5		
雑誌		t/年	152	152	152	141	140	140	140	140	140	139	139	140	139	139	139	139	139	139		
		g/人日	13	13	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
古着		t/年	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	58	58	58	58	58	58	58	58		
		g/人日	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5		
合計(集団回収量を含む)		t/年	6,315	6,323	6,319	6,318	6,297	6,307	6,287	6,298	6,275	6,266	6,248	6,263	6,254	6,249	6,243	6,257	6,257			
	g/人日	539	541	541	539	539	541	540	540	540	539	538	539	540	540	539	539	539	539			
(資源を除く)		t/年	4,524	4,533	4,530	4,538	4,522	4,532	4,527	4,534	4,518	4,512	4,508	4,518	4,514	4,511	4,508	4,517	4,517			
	g/人日	386	388	388	387	387	389	389	388	389	388	388	389	389	390	390	390	389	389			
事業系	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	2,482	2,482	2,482	2,489	2,482	2,482	2,482	2,489	2,482	2,482	2,489	2,482	2,482	2,482	2,482	2,489	2,489		
			t/日	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	
			g/人日	212	212	212	212	213	213	213	213	213	214	214	214	214	214	214	214	215	215	
		①沼津クリーンセンター焼却	t/年	2,318	2,318	2,318	2,325	2,318	2,318	2,318	2,325	2,318	2,318	2,318	2,325	2,318	2,318	2,318	2,318	2,325	2,325	
				t/日	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4
	②許可業者独自焼却	t/年	164	164	164	164	164	164	164	164	164	164	164	164	164	164	164	164	164	164	164	
			t/日	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	ごみ総排出量(家庭系+事業系)		t/年	8,797	8,805	8,801	8,807	8,779	8,789	8,769	8,787	8,757	8,748	8,730	8,752	8,736	8,731	8,725	8,746	8,746		
		t/日	24.1	24.1	24.1	24.1	24.1	24.1	24	24	24	24	23.9	23.9	23.9	23.9	23.9	23.9	23.9	23.9		
		g/人日	752	753	753	752	752	753	753	753	753	753	752	753	754	754	754	754	754	754		
	(資源を除く)		t/年	7,006	7,015	7,012	7,027	7,004	7,014	7,009	7,023	7,000	6,994	6,990	7,007	6,996	6,993	6,990	7,006	7,006		
	t/日	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2			
	g/人日	599	600	600	600	600	601	602	602	602	602	602	603	604	604	604	604	604	604			
(集団回収含まない)		t/年	8,329	8,337	8,333	8,350	8,324	8,334	8,326	8,343	8,315	8,307	8,301	8,322	8,307	8,302	8,297	8,317	8,317			
	t/日	22.8	22.8	22.8	22.8	22.8	22.8	22.8	22.8	22.8	22.8	22.7	22.7	22.8	22.7	22.7	22.7	22.7	22.7			
	g/人日	712	713	713	713	713	714	715	715	715	715	715	716	717	717	717	717	717	717			

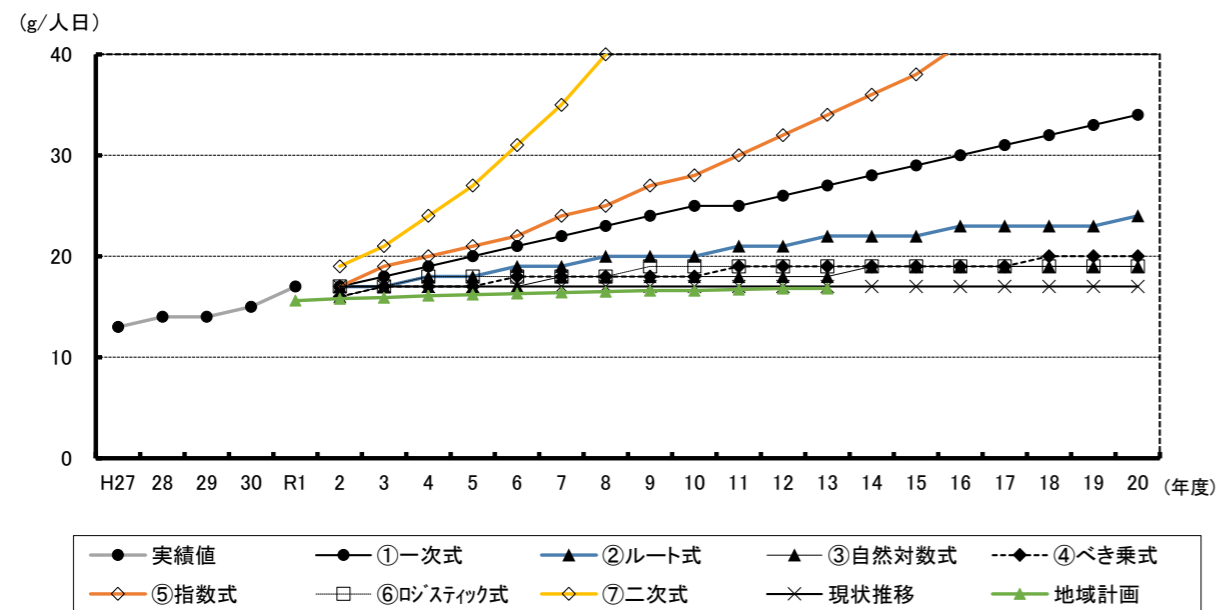


資料3 個別のトレンド推計結果

【家庭系の粗大ごみ】

(単位:g/人日)

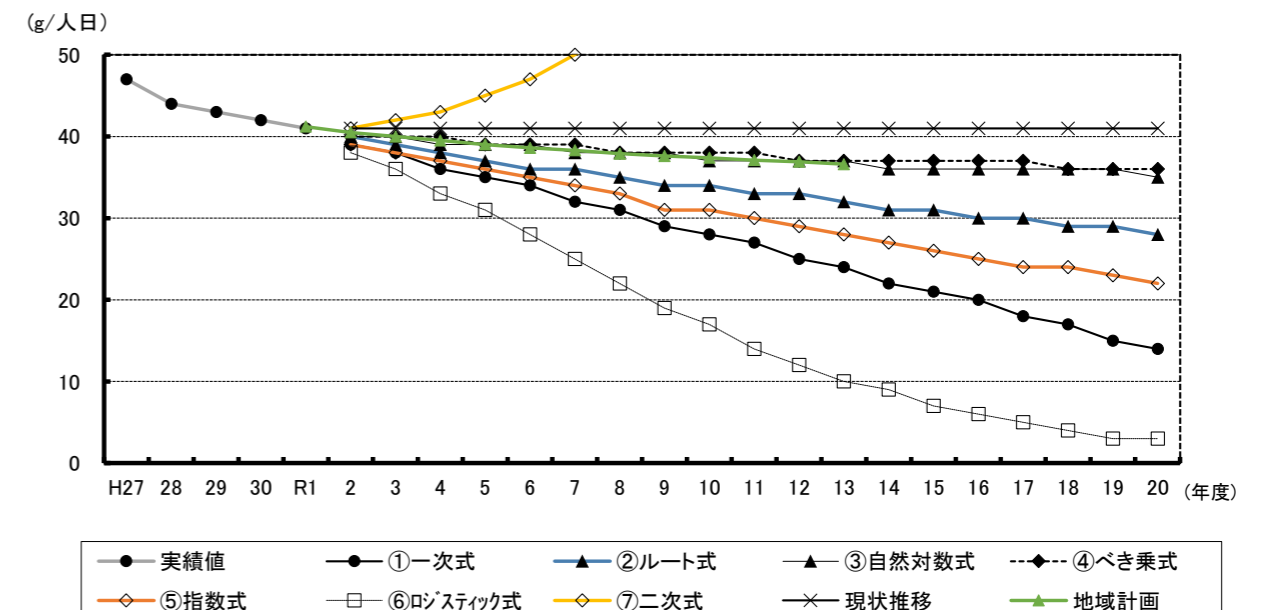
年度		実績値	推計値							現状推移 (実績固定)	現計画推計値
(西暦)			①一次式	②ルート式	③自然対数式	④べき乗式	⑤指数式	⑥ロジスティック式	⑦二次式		
2015	H27	13									
2016	H28	14									
2017	H29	14									
2018	H30	15									
2019	R1	17									15.6
2020	R2		17	17	16	16	17	17	19	17	15.8
2021	R3		18	17	17	17	19	17	21	17	15.9
2022	R4		19	18	17	17	20	18	24	17	16.1
2023	R5		20	18	17	17	21	18	27	17	16.2
2024	R6		21	19	17	18	22	18	31	17	16.3
2025	R7		22	19	18	18	24	18	35	17	16.4
2026	R8		23	20	18	18	25	18	40	17	16.5
2027	R9		24	20	18	18	27	19	45	17	16.6
2028	R10		25	20	18	18	28	19	50	17	16.6
2029	R11		25	21	18	19	30	19	56	17	16.7
2030	R12		26	21	18	19	32	19	62	17	16.8
2031	R13		27	22	18	19	34	19	69	17	16.8
2032	R14		28	22	19	19	36	19	76	17	16.9
2033	R15		29	22	19	19	38	19	83	17	17.0
2034	R16		30	23	19	19	41	19	91	17	17.0
2035	R17		31	23	19	19	43	19	100	17	17.1
2036	R18		32	23	19	20	46	19	109	17	
2037	R19		33	23	19	20	49	19	118	17	
2038	R20		34	24	19	20	52	19	128	17	
備考	推計式	$y=a \cdot x+b$	$y=a \cdot \sqrt{x}+b$	$y=a \cdot \ln x+b$	$y=a \cdot x^b$	$y=a \cdot b^x$	$y=K / (1+a \cdot e^{-bx})$	$y=a \cdot x^{2+b} / x+c$			
	係数 a	0.9	2.82783	2.06879	12.70825	12.12427	0.69585	0.21429			
	係数 b	11.9	9.85924	12.61913	0.14059	1.06242	0.32644	-0.38571			
	係数 c							13.40000			
	飽和係数 K						19				
相関係数	0.88043	0.82339	0.75154	0.77287	0.89742	0.81746	0.95031				



【集団回収量】

(単位:g/人日)

年度		実績値	推計値							現状推移 (実績固定)	現計画推計値
(西暦)			①一次式	②ルート式	③自然対数式	④べき乗式	⑤指数式	⑥ロジスティック式	⑦二次式		
2015	H27	47									
2016	H28	44									
2017	H29	43									
2018	H30	42									
2019	R1	41									41.2
2020	R2		39	40	40	40	39	38	41	41	40.5
2021	R3		38	39	40	40	38	36	42	41	40.0
2022	R4		36	38	39	40	37	33	43	41	39.5
2023	R5		35	37	39	39	36	31	45	41	39.0
2024	R6		34	36	39	39	35	28	47	41	38.6
2025	R7		32	36	38	39	34	25	50	41	38.3
2026	R8		31	35	38	38	33	22	53	41	37.9
2027	R9		29	34	38	38	31	19	57	41	37.6
2028	R10		28	34	37	38	31	17	62	41	37.4
2029	R11		27	33	37	38	30	14	67	41	37.1
2030	R12		25	33	37	37	29	12	73	41	36.9
2031	R13		24	32	37	37	28	10	79	41	36.6
2032	R14		22	31	36	37	27	9	86	41	36.4
2033	R15		21	31	36	37	26	7	94	41	36.2
2034	R16		20	30	36	37	25	6	102	41	36.0
2035	R17		18	30	36	37	24	5	110	41	35.8
2036	R18		17	29	36	36	24	4	119	41	
2037	R19		15	29	36	36	23	3	129	41	
2038	R20		14	28	35	36	22	3	139	41	
備考	推計式	$y=a \cdot x+b$	$y=a \cdot \sqrt{x}+b$	$y=a \cdot \ln x+b$	$y=a \cdot x^b$	$y=a \cdot b^x$	$y=K / (1+a \cdot e^{-bx})$	$y=a \cdot x^{2+b} / x+c$			
	係数 a	-1.4	-4.65623	-3.60697	46.89073	47.71554	0.09544	0.28571			
	係数 b	47.6	51.20602	46.85367	-0.08195	0.96854	-0.21959	-3.11429			
	係数 c							49.60000			
	飽和係数 K						52				
	相関係数	0.92453	0.96877	0.99141	0.99271	0.93271	0.87933	0.97844			





資料 4 減量目標達成後のごみ排出量の予測結果

		年度		予測															
				R2	R3 初年度	R4	R5	R6	R7 中間目標	R8	R9	R10	R11	R12 中間目標	R13	R14	R15	R16	R17 目標
人口		人	32,071	32,048	32,025	32,002	31,979	31,958	31,924	31,890	31,856	31,822	31,789	31,749	31,729	31,709	31,690		
家庭系	収集ごみ可燃ごみ	t/年	4,097	4,071	4,033	4,017	3,969	3,943	3,927	3,910	3,884	3,868	3,841	3,837	3,813	3,799	3,785	3,781	
		g/人日	350	348	345	343	340	338	337	335	334	333	331	330	329	328	327	326	
	不燃ごみ	t/年	234	234	234	234	233	233	233	233	233	232	232	232	233	232	232	231	232
		g/人日	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	プラスチックごみ (その他資源化施設)	t/年	609	608	608	609	607	607	606	607	605	604	603	605	603	602	602	602	603
		g/人日	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
		容器包装プラスチック	t/年	445	445	444	445	444	443	443	444	442	441	441	442	440	440	440	441
		g/人日	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38
		ペットボトル類	t/年	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	69	69	69	70
		g/人日	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	その他のプラスチック	t/年	94	94	94	94	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93
		g/人日	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	その他 (家電製品)	t/年	47	47	47	47	47	47	47	47	47	46	46	47	46	46	46	46	46
		g/人日	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	資源ごみ	t/年	667	667	666	667	666	666	664	666	663	663	662	663	662	661	659	662	
		g/人日	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	
		(直接資源化)	t/年	234	234	234	234	234	234	233	234	233	233	233	233	233	232	231	233
		(剪定枝を除く)	g/人日	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
		金属類	t/年	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	69	69	69	70
		g/人日	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
		ガラス類	t/年	152	152	152	152	152	152	151	152	151	151	151	151	151	151	150	151
		g/人日	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
		古着類	t/年	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
		g/人日	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
		枝葉類	t/年	433	433	432	433	432	432	431	432	430	430	429	430	429	429	428	429
	g/人日	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	
	廃食用油	t/年	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
g/人日	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22		
粗大ごみ	t/年	187	199	199	199	198	210	210	210	209	209	209	209	220	220	220	220		
	g/人日	16	17	17	17	17	18	18	18	18	18	18	18	19	19	19	19		
粗大ごみ	t/年	187	199	199	199	198	210	210	210	209	209	209	209	220	220	220	220		
	g/人日	16	17	17	17	17	18	18	18	18	18	18	18	19	19	19	19		
その他 (乾電池・蛍光管)	t/年	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		
	g/人日	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53		
収集ごみ計		t/年	5,847	5,779	5,793	5,779	5,726	5,712	5,693	5,679	5,647	5,628	5,599	5,600	5,582	5,566	5,549	5,550	
集團回収		t/年	468	468	468	457	455	455	443	444	442	441	429	430	429	428	429		
		g/人日	40	40	40	39	39	39	38	38	38	38	37	37	37	37	37		
新聞	t/年	176	176	176	176	175	175	163	164	162	162	174	174	174	174	173	174		
	g/人日	15	15	15	15	15	15	14	14	14	14	15	15	15	15	15	15		
	ダンボール	t/年	70	70	70	70	70	70	70	70	70	58	58	58	58	58	58		
	g/人日	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5		
	雑誌	t/年	152	152	152	141	140	140	140	140	140	139	139	140	139	139	139		
	g/人日	13	13	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
古着	t/年	70	70	70	70	70	70	70	70	70	58	58	58	58	58	58			
g/人日	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5			
合計 (集團回収量を含む)		t/年	6,315	6,300	6,261	6,236	6,181	6,167	6,136	6,123	6,089	6,069	6,028	6,030	6,011	5,995	5,977	5,979	
		g/人日	539	539	536	532	530	529	527	525	524	523	520	519	519	518	516	515	
(資源除く)		t/年	4,524	4,510	4,472	4,456	4,406	4,392	4,376	4,359	4,332	4,315	4,288	4,285	4,271	4,257	4,242	4,239	
		g/人日	386	386	383	380	377	377	376	373	373	372	370	369	369	368	367	365	
事業系	収集ごみ可燃ごみ	t/年	2,470	2,446	2,373	2,306	2,300	2,227	2,227	2,233	2,227	2,227	2,227	2,233	2,227	2,227	2,227	2,233	
		t/日	6.80	6.7	6.5	6.3	6.30	6.10	6.1	6.1	6.1	6.10	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.10	
	g/人日	211	209	203	197	197	191	191	191	191	192	192	192	192	192	192	192		
	①沼津クリーンセンター焼却	t/年	2,307	2,285	2,216	2,154	2,148	2,080	2,080	2,086	2,080	2,080	2,080	2,086	2,080	2,080	2,080	2,086	
	t/日	6.3	6.3	6.1	5.9	5.9	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7		
	②許可業者独自焼却	t/年	163	161	157	152	152	147	147	147	147	147	147	147	147	147	147	147	
t/日	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4			
ごみ総排出量 (家庭系+事業系)		t/年	8,785	8,746	8,634	8,542	8,481	8,394	8,363	8,356	8,316	8,296	8,255	8,263	8,238	8,222	8,204	8,212	
		t/日	24.1	24.0	23.7	23.3	23.2	23.0	22.9	22.8	22.7	22.6	22.6	22.6	22.5	22.5	22.4	22.4	
		g/人日	750	748	739	729	727	720	718	716	715	714	711	711	710	709	708		
(資源を除く)		t/年	6,994	6,956	6,845	6,762	6,706	6,619	6,603	6,592	6,559	6,542	6,515	6,518	6,498	6,484	6,469	6,472	
		t/日	19.2	19.1	18.8	18.5	18.4	18.1	18.1	18	17.9	17.8	17.8	17.8	17.8	17.7	17.7		
		g/人日	597	595	586	577	575	567	567	565	564	563	561	561	560	559	558		
(集團回収含まない)		t/年	8,317	8,278	8,166	8,085	8,026	7,939	7,920	7,912	7,874	7,855	7,826	7,833	7,809	7,793	7,776	7,783	
		t/日	22.8	22.7	22.4	22.1	22	21.8	21.7	21.6	21.6	21.5	21.4	21.4	21.4	21.3	21.3		
		g/人日	710	708	699	690	688	681	680	678	677	676	674	674	673	672	671		





資料5 減量目標達成後の処理・処分量の予測結果

		年度	予測																	
			R2	R3 初年度	R4	R5	R6	R7 中間目標	R8	R9	R10	R11	R12 中間目標	R13	R14	R15	R16	R17 目標		
処理量	焼却施設焼却処理量	t/年	6,778	6,754	6,647	6,569	6,513	6,443	6,427	6,416	6,382	6,366	6,339	6,341	6,333	6,319	6,305	6,307		
		t/日	18.6	18.5	18.2	17.9	17.8	17.7	17.6	17.5	17.5	17.4	17.4	17.3	17.4	17.3	17.3	17.3	17.2	
		沼津クリーンセンター 焼却分	t/年	6,404	6,356	6,249	6,171	6,117	6,023	6,007	5,996	5,964	5,948	5,921	5,923	5,893	5,879	5,865	5,867	
		t/日	17.5	17.4	17.1	16.9	16.8	16.5	16.5	16.4	16.3	16.3	16.2	16.2	16.2	16.1	16.1	16.1	16	
		民間 焼却施設	t/年	187	199	199	199	198	210	210	210	209	209	209	209	220	220	220	220	
		t/日	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	
		許可業者 独自焼却分	t/年	187	199	199	199	198	210	210	210	209	209	209	209	220	220	220	220	
		t/日	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	
		入	収集可燃ごみ	t/年	6,404	6,356	6,249	6,171	6,117	6,023	6,007	5,996	5,964	5,948	5,921	5,923	5,893	5,879	5,865	5,867
		出	粗大ごみ	t/年	187	199	199	199	198	210	210	210	209	209	209	209	220	220	220	220
			処理残渣（埋立処分）	t/年																
			処理残渣（資源化）	t/年	158	157	154	152	151	149	148	148	147	147	146	146	146	145	145	145
		資源化		t/年	1,949	1,947	1,943	1,932	1,926	1,924	1,908	1,912	1,904	1,901	1,886	1,891	1,886	1,883	1,880	1,885
				g/人日	166	166	166	165	165	165	164	164	164	164	163	163	163	163	162	163
%	22.2%			22.3%	22.5%	22.6%	22.7%	22.9%	22.8%	22.9%	22.9%	22.9%	22.8%	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%	23.0%	
(家庭系の%)	%			30.9%	30.9%	31.0%	31.0%	31.2%	31.2%	31.1%	31.2%	31.3%	31.3%	31.4%	31.4%	31.4%	31.4%	31.5%	31.5%	
(集団回収除く)	t/年			1,434	1,432	1,428	1,428	1,424	1,422	1,418	1,421	1,415	1,414	1,411	1,414	1,411	1,408	1,406	1,410	
g/人日	123			122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	121	122	
直接資源化	収集資源ごみから			t/年	667	667	666	667	666	666	664	666	663	663	662	663	662	661	659	662
g/人日	57			57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	
家電製品	t/年			47	47	47	47	47	47	47	47	47	46	46	47	46	46	46	46	
その他の資源 化施設から	収集資源ごみから			t/年	609	608	608	609	607	607	606	607	605	604	603	605	603	602	602	603
焼却処理から	t/年	158	157	154	152	151	149	148	148	147	147	146	146	146	145	145	145			
集団回収	t/年	468	468	468	457	455	455	443	444	442	441	429	430	429	429	428	429			
g/人日	40	40	40	39	39	39	38	38	38	38	37	37	37	37	37	37	37			
その他の施設（収集不燃ごみ）		t/年	240	240	240	240	239	239	239	239	239	238	238	239	238	238	237	238		
		t/日	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.7		
		直接埋立	不燃ごみ	t/年	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		その他	t/年	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
埋立処分	t/年	232	232	232	232	231	231	231	231	231	230	230	231	230	230	229	230			
最終処分		t/年	240	240	240	240	239	239	239	239	239	238	238	239	238	238	237	238		
		t/日	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.7			
		直接埋立	収集不燃ごみから	t/年	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
		収集その他	t/年	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		
		処理 残渣	処理残渣埋立	t/年	232	232	232	232	231	231	231	231	230	230	231	230	230	229	230	
		焼却処理残渣	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		



資料6 生活排水処理形態別人口及びし尿・汚泥量の予測結果

		実績	予測																
			R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度
生活排水処理形態別人口	(1)行政区域内人口	人	32,356	32,071	32,048	32,025	32,002	31,979	31,958	31,924	31,890	31,856	31,822	31,789	31,769	31,749	31,729	31,709	31,690
	(2)処理人口(自家処理を除く人口)	人	32,356	32,071	32,048	32,025	32,002	31,979	31,958	31,924	31,890	31,856	31,822	31,789	31,769	31,749	31,729	31,709	31,690
	(3)汚水衛生処理人口	人	22,322	22,913	24,151	24,796	25,445	26,098	26,756	27,399	27,822	28,064	28,307	28,553	28,896	29,394	29,904	30,429	31,122
	(4)公共下水道人口	人	19,780	20,559	21,970	22,790	23,614	24,443	25,279	26,091	26,548	26,823	27,100	27,380	27,807	28,391	28,989	29,605	30,391
	(5)集落排水施設人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(6)コミュニティ・プラント人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(7)合併処理浄化槽人口	人	2,542	2,354	2,181	2,006	1,831	1,655	1,477	1,308	1,274	1,241	1,207	1,173	1,089	1,003	915	824	731
	(8)未処理人口	人	10,034	9,159	7,897	7,230	6,558	5,881	5,202	4,526	4,069	3,792	3,515	3,237	2,874	2,355	1,825	1,281	569
	(9)単独処理浄化槽人口	人	9,933	9,068	7,819	7,158	6,493	5,823	5,151	4,481	4,029	3,754	3,480	3,205	2,846	2,332	1,807	1,268	563
	(10)非水洗化(汲み取り)人口	人	101	91	78	72	65	58	51	45	40	38	35	32	28	23	18	13	6
	(11)自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水衛生処理率	%	69.0	71.4	75.4	77.4	79.5	81.6	83.7	85.8	87.2	88.1	89	89.8	91	92.6	94.2	96	98.2	
し尿・汚泥量	(12)汲み取りし尿量	kL/年	194	162	140	128	116	104	92	80	71	68	63	57	49	41	32	22	10
	(13)単独処理浄化槽汚泥量	kL/年	4,257	3,826	3,350	3,070	2,788	2,505	2,220	1,939	1,776	1,673	1,570	1,467	1,318	1,117	912	701	433
	(14)合併処理浄化槽汚泥量	kL/年																	
	(15)計	kL/年	4,451	3,988	3,490	3,198	2,904	2,609	2,312	2,019	1,847	1,741	1,633	1,524	1,367	1,158	944	723	443

